

参 考 资 料

資料 1 女性の地位向上に関する国際的な取組・経緯

昭和 20 年代（国際連合憲章、世界人権宣言等）

昭和 20 年（1945 年）6 月 26 日、米国サンフランシスコで国際連合憲章が署名され、国際の平和及び安全を維持すること、社会的・経済的発達を促進すること、人種、性、言語又は宗教にかかわらず、すべての個人の権利と基本的自由の尊重の助長奨励という国際連合の 3 つの目的が示された。

51 か国の加盟により国際連合が成立したのは昭和 20 年（1945 年）10 月であるが、早くもその年にはパリで世界婦人会議が開催され、国際民主婦人連盟が結成された。翌 21 年（1946 年）にロンドンで開催された第 1 回国連総会では、前米国大統領の妻であり、かつ国連代表であるエレノア・ルーズベルトが「全世界の女性」にあてた公開状を読み上げ、国内及び国際問題への女性の参加の奨励等と呼びかけた。

国連憲章に基づき経済社会理事会に設立されていた人権委員会は、昭和 21 年（1946 年）2 月、その下に婦人の地位小委員会を設立することを決議した。同小委員会は、4 か月後の同年 6 月には人権委員会と同等の立場に格上げとなり、婦人の地位委員会（CSW）となった。昭和 22 年（1947 年）2 月には第 1 回会合が開催されている。

国連ではその後、世界人権宣言（昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、国連総会で採択）、人身売買及び他人の買春からの搾取の禁止に関する条約（1950 年署名開放、昭和 33 年 7 月 30 日条約第 9 号）、婦人の参政権に関する条約（1953 年批准開放、昭和 30 年 10 月 11 日条約第 15 号）など女性の人権に関する取組が進められ、我が国もこれに対応していった。

昭和 30 年代（国際連合への加盟等）

昭和 31 年（1956 年）12 月、我が国は国際連合へ加盟した。同 32 年（1957 年）5 月に国連婦人の地位委員会の委員国に初当選し、谷野せつが委員（任期 3 年）となった。

国連では、対価と引き換えの婚姻等の問題を含む「奴隷制度、奴隷取引及び奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約」（1956 年 9 月 7 日作成）、「結婚婦人の国籍に関する条約」（1957 年 2 月 20 日作成）、「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約」（1962 年 12 月 10 日署名開放）などの取組を進めた。

国連教育科学文化機関（UNESCO）においても昭和 35 年（1960 年）の総会で「教育における差別待遇の防止に関する条約」及び「勧告」が採択された。

昭和 40 年代（ILO 等）

昭和 40 年（1965 年）、国際労働機関（ILO）は、「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告（第 123 号）」を採択した。なお、これ以前にも ILO は「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」（1951 年第 100 号、昭和 42 年 9 月 7 日条約第 15 号）、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（1958 年第 111 号）等を採択している。

国連では、昭和 41 年（1966 年）、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（昭和 54 年 8 月条約第 6 号）を採択、昭和 42 年（1967 年）11 月に国連総会において「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択された。さらに昭和 47 年（1972 年）12 月には国連総会において、昭和 50 年（1975 年）を国際婦人年とし、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加、国際平和と協力への婦人の貢献を目標に世界的な活動を行うことが決定された。

また、世界人権宣言採択 20 周年を記念して、昭和 43 年（1968 年）を国際人権年とし、国連の人権活動を拡大した。会議はテヘランで行われ、現代における女性の人権という論点も主要テーマであった。

昭和 50 年代（世界行動計画、女子差別撤廃条約等）

昭和 50 年（1975 年）6 月から 7 月にメキシコシティで国連が開催した国際婦人年世界会議では、国際婦人年の目標達成のためにその後 10 年にわたり国内、国際両面における行動への指針を与える「世界行動計画」が採択された。我が国は藤田たき（婦人問題審議会会長）を首席代表として派遣した。

同年秋の第 30 回国連総会では、この会議で決まった行動計画を承認するとともに、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを国連婦人の 10 年とすることを宣言し、その目標を平等・発展・平和と定めた。また、昭和 55 年（1980 年）に行動計画の実施状況について再検討する世界会議を開くことを決定した。

昭和 50 年（ILO）においても、世界会議に呼応して第 60 回総会（1975 年）で「婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言」、「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」、「雇用及び職業における婦人及び男子の地位及び企画の均等に関する決議」が採択された。

昭和 54 年（1979 年）12 月、第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和 60 年 7 月 1 日条約第 7 号）（「女子差別撤廃条約」）が採択された。

昭和 55 年（1980 年）7 月、コペンハーゲン（デンマーク）において「国際婦人の 10 年」中間年世界会議が開催され、「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」が採択された。我が国は高橋展子在デンマーク特命全権大使（注：女性で初

めての大使)を首席代表とし、超党派8人の国会議員も顧問団として参加した。

同プログラムは、「世界行動計画」の前半期における実施状況の検討及び評価を踏まえ、この会議のサブ・テーマである「雇用、健康、教育」を中心に、特に留意すべき優先分野を指摘しつつ、国内的、国際的、地域的レベルにおいて、各国政府がとるべき行動を掲げ、勧告している。

同会議の会期中に女子差別撤廃条約の署名式が行われ、我が国もこれに署名した。同条約は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃宣言等に規定されている性による差別禁止の原則を更に具体化したものである。同条約は昭和54年(1979年)の第34回国連総会での採択後、昭和55年(1980年)3月に署名のために開放され、上述の署名式等を経て、昭和56年(1981年)8月には、締約国が20か国となった。これにより同条約の規定に基づき9月3日に同条約は発効した。また、翌年4月には条約の規定に基づき、女子差別撤廃委員会が設置された。

昭和57年の国連総会では、昭和60年(1985年)に開催される世界会議のために地域ごとに政府間の準備会合を開催することが決定され、我が国は、昭和58年(1983年)4月にアジア太平洋経済社会委員会(エスカップ)総会においてアジア太平洋地域の政府間準備会議を東京で開催するよう要請し、各国の賛同を得た。この女性問題に関する我が国初の政府間会議は、エスカップ加盟国28ヶ国他の参加を得て昭和59年3月に開催され、開発における婦人の役割などについて議論がなされた。我が国は高橋展子大使を主席代表とし、同大使が議長を務めた。

また、国際労働機関(ILO)では昭和56年(1981年)、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号。平成7年条約第10号)を採択した。

昭和60年代・平成元年(ナイロビ将来戦略等)

「国連婦人の10年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)7月、ナイロビ(ケニア)において「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議が開催され、157か国37機関が参加した。我が国からは森山眞弓外務政務次官を首席代表とする政府代表団が派遣されるとともに衆参両院婦人国会議員13名も顧問として出席した。

同会議では、10年間の成果の検討と評価を行い、さらに西暦2000年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)を採択した。

同戦略は第40回国連総会でも支持され、昭和62年(1987年)の国連経済社会理事会では、ナイロビ将来戦略の実施の見直し評価をするため、1990年代及

び 2000 年に国連が世界女性会議を開催することを勧告した。

平成元年以降（ナイロビ将来戦略勧告、第 4 回世界女性会議等）

平成 2 年（1990 年）5 月、国連経済社会理事会において平成 7 年（1995 年）に世界女性会議を開催することを国連総会に勧告する決議（国連総会により支持された）がなされるとともに、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が採択され、1990 年代においてナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることが求められた。

なお、同勧告は、「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦 2000 年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995 年までに少なくとも 30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集および訓練プログラムを定めるべきである」との数値目標を設定している。

世界女性会議の準備のために平成 5 年（1993 年）10 月、婦人問題企画推進本部長決定により、第 4 回世界女性会議日本国内委員会（委員長：内閣総理大臣、委員：内閣官房長官、各省庁の事務次官等及び民間有識者 33 人）を設置した。同委員会は平成 6 年 1 月、NGO など国民各層の意見を広く求めるための組織として、第 4 回世界女性会議日本国内委員会 NGO 部会を設置した。NGO 部会では、国内 NGO からの意見を聴取するとともに、ニュースレターの発行（8 回）や関連情報提供のための会合の開催等による情報提供を行った。

第 4 回世界女性会議は、平成 7 年（1995 年）9 月に北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。この行動綱領により各国政府は、平成 8 年（1996 年）末までに自国の行動計画を開発し終えることを求められた。

平成 12 年（2000 年）6 月には、第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況の検討・評価等を行うため、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨーク国連本部で開催された。同会議では、「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標の達成への決意を表明する「政治宣言」と、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページより作成

資料2 ジェンダー・ギャップ指数について

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）は、各国における男女格差を測るものとして、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が公表している（直近：2022年7月「The Global Gender Gap Report 2022」）。

この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

2022年の日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位（前回は156か国中120位）となっている。先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果とされている。

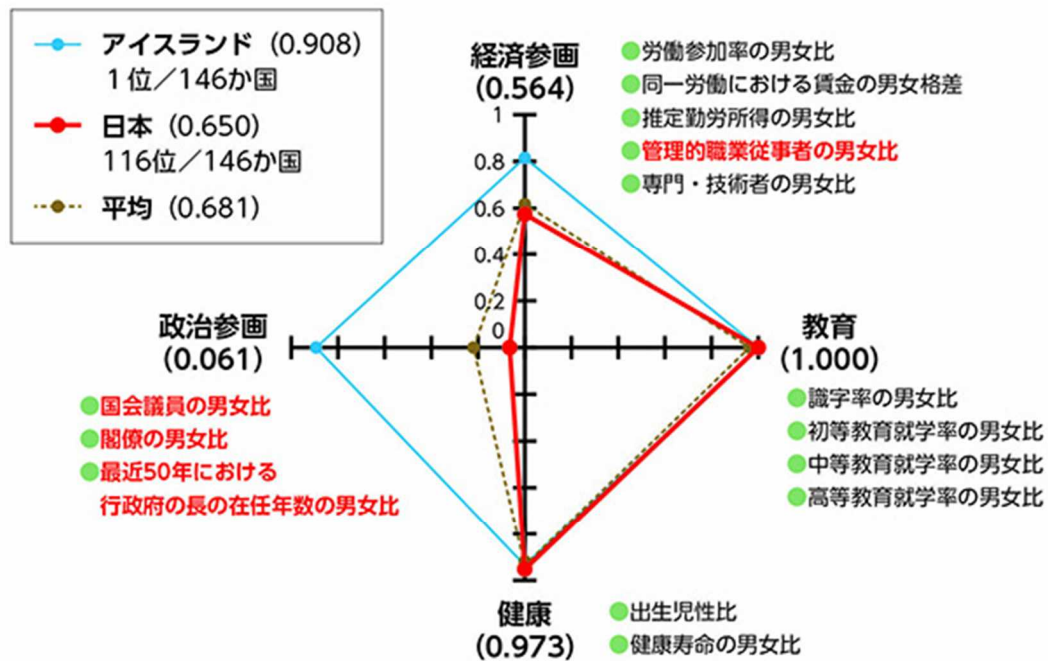
ジェンダー・ギャップ指数（2022年）上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	前年値	前年からの順位変動
1	アイスランド	0.908	0.892	－
2	フィンランド	0.860	0.861	－
3	ノルウェー	0.845	0.849	－
4	ニュージーランド	0.841	0.840	－
5	スウェーデン	0.822	0.823	－
10	ドイツ	0.801	0.796	11
15	フランス	0.791	0.784	11
22	英国	0.780	0.775	11
25	カナダ	0.772	0.772	11
27	米国	0.769	0.763	13
63	イタリア	0.720	0.721	－
79	タイ	0.709	0.710	－
83	ベトナム	0.705	0.701	14
92	インドネシア	0.697	0.688	19
99	韓国	0.689	0.687	13
102	中国	0.682	0.682	15
115	ブルキナファソ	0.659	0.651	19
116	日本	0.650	0.656	14
117	モルディブ	0.648	0.642	111

ジェンダー・ギャップ指数（2022年）各分野における日本のスコア

分野	スコア	昨年のスコア
経済	0.564	0.604
政治	0.061	0.061
教育	1.000	0.983
健康	0.973	0.973

我が国は、「教育」の順位は146か国中1位、「健康」の順位は146か国中63位である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっている（「経済」の順位は146か国中121位、「政治」の順位は146か国中139位）。



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

(出所) 内閣府男女共同参画局ウェブページより作成

資料3 諸外国の例

1 女性議員選出につきクオータ制等の特別措置を行う諸外国の例



調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1206 (2022.10.27)

主要国の選挙におけるクオータ制

はじめに

I 概要

II 類型ごとの代表例

1 法律型クオータ

2 政党型クオータ

3 政党に対する公的助成制度を通じた
動機付け

III 主要国のクオータ制の導入状況

おわりに

キーワード：政治分野における男女共同参画、女性議員、パリテ

- 我が国の国会議員に占める女性の割合は、世界的に見て低い水準にある。特に衆議院における女性議員の割合は10%程度であり、G7やOECD加盟国のうち最下位である。
- 女性議員を増やす方策として、多くの国・地域でクオータ制が採用されている。その類型には、議員や候補者の性別割合を憲法や法律により義務付ける「法律型クオータ」と、政党が規約等において自発的に定める「政党型クオータ」がある。
- OECD加盟国について、クオータ制の採否と女性国会議員割合の関係をみると、クオータ制採用国は30%台と40%台が多数を占めるのに対して、非採用国は20%台の国が最も多く、採用国の方が女性国会議員の割合が高くなっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 さとう りょう たけおか さあや
佐藤 令・武岳 沙綾

第1206号

はじめに

世界経済フォーラム (World Economic Forum) ¹が 2022 年 7 月に公表した、男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」において、我が国は 146 か国中 116 位で、主要先進国 (G7) で最下位、経済協力開発機構 (OECD) 加盟 38 か国のうち 37 位であった。指数を判定する 4 分野のうち、「政治参画」の指数の値が極端に低く、平均値とのかい離も著しい²。

政治参画分野の指標の 1 つに「国政レベルの議会 (二院制の場合は下院) の議員に占める女性の割合」がある³。我が国の衆議院議員に占める女性の割合は、2022 (令和 4) 年 3 月 1 日現在で 10.7%であり、146 か国中 133 位となっていて、GGI の順位を下げる 1 つの要因になっている⁴。

女性議員を増やすための方策として、しばしば「クオータ制」が言及される⁵。国際民主化選挙支援機構 (International IDEA) ⁶などが世界のクオータ制についてまとめているデータベース Gender Quotas Database によると、137 か国・地域が何らかのクオータ制を採用している⁷。

本稿では、クオータ制の種類とその概要を説明した上で、それぞれの種類の代表例を紹介する。そして、国政レベルの女性議員の割合の上位 10 か国と OECD 加盟国の国政レベルの議会選挙におけるクオータ制の導入状況を表で示す。

I 概要

本稿におけるクオータ制とは、議員数における男女の均衡を目的とした措置として、議員、公認候補者又はその志願者における性別割合を憲法若しくは法律によって義務付け、又は政党

* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2022 (令和 4) 年 10 月 17 日である。

¹ グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的としたスイスの独立・非営利団体。毎年 1 月に開かれる年次総会は「ダボス会議」の名で知られていて、各国の首脳や政財界人、文化人が参加する。

² 146 か国の平均値が 0.220 であるのに対し、日本は 0.061 で、139 位である。なお、「教育」は 1 位 (21 か国が同点で 1 位)、「健康」は 1 位との差がほとんどない 63 位、「経済」は平均値との差がほとんどない 121 位である。World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2022*, 2022.7, pp.10, 13, 15-16, 29, 208-209. <https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2022.pdf>; 「男女共同参画に関する国際的な指数」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html>

³ 女性議員の割合のほか「閣僚に占める女性の割合」と「過去 50 年のうち大統領又は首相が女性であった年数」の 3 つの指標で算定される。日本は、前者が 11.1% (列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) が 2021 年 1 月 1 日現在でまとめた数値)、後者が 0 年である。

⁴ 列国議会同盟のデータによると、2022 (令和 4) 年 8 月 1 日現在で 9.9% (464 人中 46 人) であり、190 か国・地域中 165 位となっている。“Monthly ranking of women in national parliaments,” 2022.8. Inter-Parliamentary Union Website <<https://data.ipu.org/women-ranking?month=8&year=2022>>

⁵ 諸外国においてクオータ制の採用が女性議員の増加に資することを示した代表的な論考として、三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのかー』明石書店、2014 がある。

⁶ スウェーデンのストックホルムに本部を置く政府間組織。世界各国に、選挙過程、憲法制定、民主化評価、政治参加などについての国際比較や関連情報を提供し、国際連合の持続可能な開発目標に沿った支援を行うことを主な任務としている。34 か国から成り、日本は 2003 年にオブザーバー資格を取得している。

⁷ “Gender Quotas Database.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/database>> ただし、同ウェブサイトでは、「党内における選挙の候補者選定組織のメンバーの一定割合を女性としなければならない」など、本稿におけるクオータ制の定義に当てはまらない措置をクオータ制としている例もある。

等が自主的に規約等に明示的に定める制度を指す⁸。クオータ制の類型としては、①法律型クオータ、②政党型クオータがあり、法律型クオータには主に a 議席割当制、b 候補者クオータ制がある。それぞれの概要は、次のとおりである⁹。

①法律型クオータ：議員、候補者等の性別割合について、憲法又は法律に規定があるもの。

a 議席割当制：あらかじめ女性（又は男性）議員の割合又は人数を定めることで、その議席を確保しておく制度。

b 候補者クオータ制：選挙において各政党が擁立する候補者の性別割合を定める制度。

②政党型クオータ：候補者等の性別割合について、憲法又は法律に規定されているわけではないが、政党が規約等において自発的に定めているもの¹⁰。

なお、これらのクオータ制と併せて（又は単独で）、政党に対する公的助成制度を通じた動機付けを用いる国もある¹¹。

II 類型ごとの代表例

本章では、上記のクオータ制の類型ごとに代表的な採用国・地域（政党型クオータについては政党）を挙げて、その内容を説明する。また、政党に対する公的助成制度を通じた動機付けを用いる代表例も挙げる。各国説明の最初の行には、国政レベルの議会の各院における選挙制度¹²を掲げる。

1 法律型クオータ

(1) 議席割当制

(i) ルワンダ

下院：名簿式比例代表制（非公選議席あり）／上院：間接選挙と任命制の混合制

2003年に制定された憲法により、議会など意思決定機関のポストの少なくとも30%を女性に割り当てることとされ、下院については定数80人、上院については定数26人のそれぞれ30%以上を女性に割り当てることと定められている。下院については非公選の27人のうち24人（＝下院定数80人の30%に当たる。）を女性とすることが憲法で明記されている¹³。

⁸ 宮畑建志「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクオータ制の事例—」『レファレンス』778号、2015.11、pp.48-49。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535019_po_077803.pdf?contentNo=1>

⁹ “Gender Quotas Database: Quotas.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/quotas>>

¹⁰ 我が国でも候補者に占める女性の割合について数値目標を掲げている政党があるが、いずれも党規約に定めているものではなく、Gender Quotas Databaseにおける「政党型クオータ」には当てはまらない。

¹¹ Magnus Ohman, *Gender-targeted Public Funding for Political Parties: A comparative analysis*, 2018, pp.18-25. International IDEA Website <<https://www.idea.int/sites/default/files/publications/gender-targeted-public-funding-for-political-parties.pdf>>; 内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」2020.3, p.23。<<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf>> 男女平等を目的とした公的助成は、①適格性に基づく公的助成（候補者数又は議員数の男女比が一定の基準を満たした政党のみ公的助成を受け取ることができる制度）、②配分に基づく公的助成（政党への公的助成額が、候補者数などの男女比に応じて配分される制度）、③公的助成の用途の制限（公的助成の一部の用途を、男女平等に関連する特定の活動に限定する制度）の3種類に大別される。

¹² 各選挙制度の説明は、那須俊貴「諸外国の選挙制度—類型とその効果—」『レファレンス』809号、2018.6, pp.33-54。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11106296_po_080903.pdf?contentNo=1>を参照。

¹³ 宮畑 前掲注(8), p.56; “Gender Quotas Database: Rwanda.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/255/35>>

(ii) 台湾

一院制 小選挙区比例代表並立制

2005年の憲法改正により、定数113人のうち34人が選出される比例代表選挙における各政党の女性議員の割合は50%以上でなければならないことが定められている。各政党の当選議員のうち女性の割合が50%未満である場合、他の政党で次点以下となった女性候補者のうち得票の高かったものを当選人とする¹⁴。

(2) 候補者クオータ制

(i) イタリア

両院：小選挙区比例代表並立制

選挙法の規定により、両院の選挙共に、比例区（下院は63区、上院は33区）については各政党の候補者名簿には両性を交互に登載しなければならない。また、政党ごとに、候補者名簿又は候補者名簿連合に連結した小選挙区候補者と各比例区の候補者名簿の筆頭候補者それぞれについて、下院の場合は全国合計、上院の場合は各州合計で同じ性別の候補者が60%を超えてはならない¹⁵。

(ii) メキシコ

下院：小選挙区比例代表並立制／上院：混合制

クオータ制の詳細は選挙法で規定されている。下院の500議席のうち300議席を選出する小選挙区では、各政党が擁立する候補者は男女同数でなければならない。残り200議席を選出する比例代表については、各政党は、名簿に両性を交互に登載しなければならない。また、5つの比例区（定数各40）のうち3区でいずれかの性を名簿1位として、残りの2区でも一方の性を名簿1位とし、各区では選挙のたびに両性を交互に名簿1位としなければならない。上院では、128議席のうち96議席（32州から各3議席選出される選挙区選挙）について、各政党が州ごとに擁立する2人（男女1人ずつ）の候補者のうち、優先順位1位を16州で女性、16州で男性としなければならない。残り32議席（全国一区の比例区）については、各政党は、名簿に両性を交互に登載しなければならない。選挙のたびに両性を交互に名簿1位としなければならない¹⁶。

¹⁴ 同上, pp.56-57; 申琪榮「台湾における女性の政治参画とクオータ制度」アイ・シー・ネット『令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』（内閣府男女共同参画局委託事業）2020. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/13.pdf>; 福田田「第7章 台湾の女性定数保障制」三浦・衛藤編著 前掲注(5), p.192; “Gender Quotas Database: Taiwan.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/290/35>>

¹⁵ 芦田淳「【イタリア】上下両院選挙法の改正」『外国の立法』274-1号, 2018.1, pp.8-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019006_po_02740103.pdf?contentNo=1>; “Gender Quotas Database: Italy.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/41/35>>

¹⁶ 庄司香「メキシコの事例」アイ・シー・ネット 前掲注(14), pp.85-119. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/10.pdf> 下院の小選挙区及び上院の選挙区選挙では、各政党が議席を得る可能性の低い選挙区ばかりに女性を擁立することを防ぐために、国家選挙管理機構等が、2015年選挙から全選挙区を前回選挙での各政党の得票率に応じて「高得票率区」「中得票率区」「低得票率区」の3つのカテゴリーに分け、それぞれの男女別候補者数を公表している。否定的な報道を避けたい各政党は、自発的にカテゴリーごとの男女の候補者数を同数にするようになった。

2 政党型クオータ

(i) ドイツ

下院：小選挙区比例代表併用制／上院：州代表により構成

- ・社会民主党（SPD）：比例名簿には、両性を交互に登載しなければならない¹⁷。
- ・キリスト教民主同盟（CDU）：公職の3分の1以上を女性とする。また、原則として候補者名簿の連続する3つの順位のうち1人以上は女性でなければならず、それができない場合は説明責任を負う¹⁸。

(ii) イギリス

下院：小選挙区制／上院：主として任命制

- ・労働党：候補者を選出する予備選挙の最終候補者リスト（shortlist）を女性に限定する「女性限定リスト（All Women Shortlist）」制度を採用している。現職議員が引退する選挙区や前回選挙において得票率6%以内で敗北した接戦区の一部で活用されたこともあって女性議員は増加した¹⁹。

3 政党に対する公的助成制度を通じた動機付け

(i) フランス

下院：小選挙区2回投票制／上院：間接選挙

男女の公認候補者は同数でなければならない、といういわゆる「パリテ法」（選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日の法律第2000-493号）が制定されていて、各政党の候補者数の男女差が全候補者数の2%を超えた場合、男女の候補者割合の差に1.5を乗じた率の政党助成金（得票数割部分²⁰）が減額される。例えば、男性が40%、女性が60%で、その差が20ポイントとなった場合、 20×1.5 により30%減額されることになる²¹。

¹⁷ SPD, “SPD Wahlordnung §4,” *Organisationsstatut: Wahlordnung, Schiedsordnung, Finanzordnung*, 2021.12.11, p.49. <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Parteiorganisation/SPD_Orgastatut_2022_barrierearm.pdf>

¹⁸ CDU, “Statut der CDU §15,” *Statutenbroschüre der CDU Deutschlands*, 25. Februar 2019, p.12. <https://assets.ctfassets.net/nwwnl7ifahow/7ahVvacG9CPJNwWdFRUGV0/b9392b371c7915fd561c5f67d36c4a50/statutenbroschuer_e_cdu.pdf>

¹⁹ 武田宏子「イギリスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因」トーマツ『諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』（内閣府男女共同参画局委託事業）2019, pp.20-49. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/07.pdf> しかし、2010年平等法（Equality Act 2010 (c.15)）の説明資料では「女性限定リストは、女性が過少代表の場合に用いることができる」と書かれていて（“Equality Act 2010: Explanatory Notes, Section 104.” Legislation.gov.uk Website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/notes/division/3/7/5>>）、2019年総選挙で女性議員の割合が51.5%に達した労働党は、次の総選挙での女性限定リストの使用は同法によって認められない可能性があり、同党も使用しないことを決定したと報じられている（Alexandra Rogers, “Exclusive: Labour Drops All-Women Shortlists For Next General Election,” 2022.3.7. Huffpost Website <https://www.huffingtonpost.co.uk/entry/labour-drops-use-of-all-women-shortlists-general-election-legal-advice-unlawful_uk_622226fbc4b03bc49a2420>）。なお、2019年総選挙では、自由民主党も一部の選挙区で女性限定リストを導入した（Robert Ford et al., *The British general election of 2019*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2021, pp.400-401.）。

²⁰ フランスの政党に対する公的助成金は、①選挙結果に応じて配分される部分（得票数割）、②上下両院の議員数に応じて配分される部分（議員数割）の2部構成であり、そのうち①にパリテ法が適用されている。

²¹ 宮畑 前掲注(8), pp.58-60; 村上彩佳「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因—クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで—」トーマツ 前掲注(19), pp.72-101. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/09.pdf>

(ii) 韓国

一院制 小選挙区比例代表混合制

定数 300 のうち 253 議席を選出する小選挙区では、公職選挙法の規定により選挙区の 30%以上女性を擁立することが努力義務とされており、小選挙区で一定数以上の女性候補者を公認した政党には、政治資金法の規定により公職候補者女性公認補助金が支給される。なお、残り 47 議席を選出する比例区では、公職選挙法の規定により、各政党が名簿に登載する候補者は女性が 50%以上でなければならない、奇数順位に女性を割り当てなければならないとする候補者クオータ制が採用されている²²。

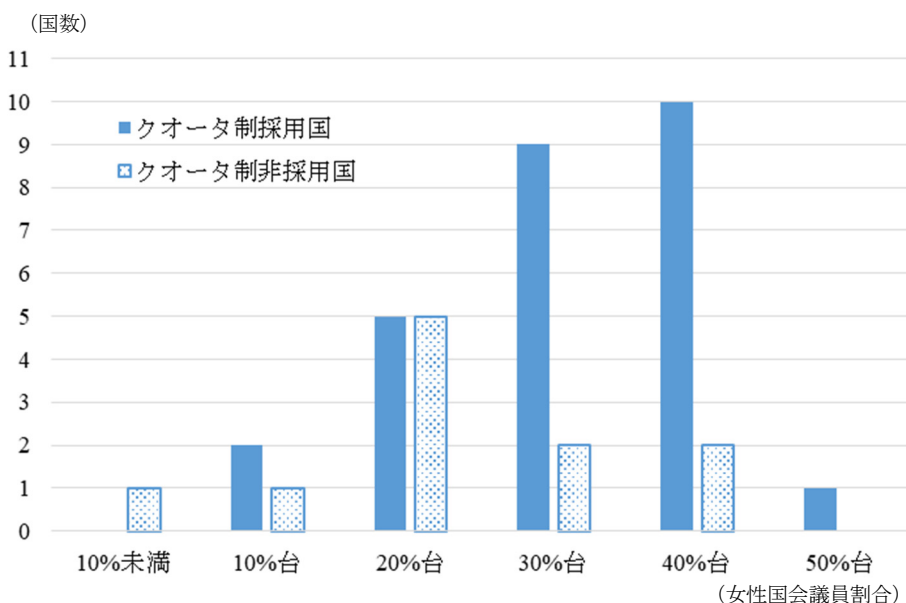
III 主要国のクオータ制の導入状況

次ページ以降の表は、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) のデータによる下院 (又は一院制議会) の女性議員割合の高い上位 10 か国と OECD 加盟国を対象に、女性議員割合・数、クオータ制採用の有無とその内容について、女性議員割合の高い順に並べたものである。「クオータ制の導入状況・内容」欄の 1 行目にはクオータ制の種類を、クオータ制を導入している国については 2 行目に国政レベルの議会の選挙制度を記した。ここで取り上げた 44 か国のうち、何らかのクオータ制を採用しているのは 30 か国である。

クオータ制の採否と女性国会議員割合にはどのような関係があるのだろうか。OECD 加盟国の女性国会議員割合は、何らかのクオータ制を採用している国の平均値が 35.8%、採用していない国の平均値が 29.1%である。また、OECD 加盟国を、クオータ制採用国と非採用国に分けて、女性国会議員割合を 10%刻みで作成した度数分布をグラフ化したものが図である。クオータ制採用国は 30%台と 40%台が多数を占めるのに対して、非採用国は 20%台の国が最も多く、採用国の方が女性国会議員の割合が高いことが見てとれる。しかし、クオータ制採用国であっても 10%台や 20%台

の国もある。この理由としては、法律型クオータであっても女性の候補者の割合を低く設定していることや、政党型クオータであってもクオータ制を採用している政党が少ないこと、主要政党が採用していないことなどが考えられる。

図 OECD 加盟 38 か国のクオータ制の採否と女性国会議員割合



²² 宮畑 同上, pp.60-61; 申琪榮「大韓民国の事例」アイ・シー・ネット 前掲注(14), pp.127-159. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/12.pdf>

表 主要国の国政レベルの議会における女性議員の割合とクオータ制の導入状況

順位 (注1)	国名 (注2)	[下院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	[上院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
1	ルワンダ ^(*)	61.3% (49人/80人)	34.6% (9人/26人)
		【議席割当制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制（非公選議席あり） 上院：間接選挙と任命制の混合制 （下院）定数80人のうち、30%以上を女性に割り当てる。非公選の27人のうち、24人を女性とする。 （上院）定数26人のうち、30%以上を女性に割り当てる。	
2	キューバ ^(*)	53.4% (313人/586人)	—
		【クオータ制なし】	
3	ニカラグア ^(*)	51.7% (47人/91人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならず、両性を交互に登載しなければならない。	
4	メキシコ	50.0% (250人/500人)	49.2% (63人/128人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：小選挙区比例代表並立制 上院：混合制 （両院）選挙区及び比例区における候補者は、男女同数でなければならない。比例区では、名簿に両性を交互に登載しなければならない。	
4	アラブ首長国連邦 ^(*)	50.0% (20人/40人)	—
		【議席割当制】 選挙制度 間接選挙と任命制の混合制（制度は首長国によって異なる。） 定数40人中、間接選挙と任命でそれぞれ20人を選出する。間接選挙で選出された議員と合わせて男女が20人ずつになるように任命議員が選出される。	
6	ニュージーランド	49.2% (59人/120人)	—
		【クオータ制なし】	
7	アイスランド	47.6% (30人/63人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・進歩党及び社会民主同盟：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。 ・左派緑運動党：名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならない。	
8	コスタリカ	47.4% (27人/57人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する男女の候補者数の差は1を超えてはならず、両性を交互に登載しなければならない。	
9	グレナダ ^(*)	46.7% (7人/15人)	15.4% (2人/13人)
		【クオータ制なし】	
10 (注3)	アンドラ ^(*)	46.4% (13人/28人)	—
		【クオータ制なし】	
13	スウェーデン	46.1% (161人/349人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・社会民主労働党：名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 ・中央党：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
14	フィンランド	45.5% (91人/200人)	—
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	[下院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	[上院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
15	ノルウェー	45.0% (76人/169人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・労働党：名簿に登載する候補者は男女同数でなければならない、名簿の1位と2位は異なる性の候補者でなければならない。 ・中央党：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
19	スペイン	43.0% (150人/349人)	39.3% (104人/265人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：混合制 (下院) 名簿に登載する候補者は、名簿全体についても、上位から数えて5人ずつのグループ内でも、それぞれ男女とも40%以上でなければならない。 (上院) 名簿に登載する候補者は、名簿全体についても、上位から数えて5人ずつのグループ内でも、それぞれ男女の割合は可能な限り等しくしなければならない。 (両院) 定数が5未満の選挙区については、男女のバランスを考慮しなければならない。	
20	ベルギー	42.7% (64人/150人)	48.3% (29人/60人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 (両院) 名簿に登載する男女の候補者数の差は1を超えてはならない。名簿順位が1位と2位の候補者は同性であってはならない。	
21	スイス	42.5% (85人/200人)	28.3% (13人/46人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：各州から2人又は1人選出(制度は州によって異なる。) ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が40%以上でなければならない。	
25	オーストリア	41.0% (75人/183人)	41.0% (25人/61人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：任命制 ・国民党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が33.3%以上でなければならない。 ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が40%以上でなければならない。	
26	オランダ	40.7% (61人/150人)	32.0% (24人/75人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：任命制 ・労働党：(下院) 原則として、名簿には、両性を交互に登載しなければならないが、年齢や民族など他の要素も考慮される。	
28	スロベニア	40.0% (36人/90人)	10.0% (4人/40人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：間接選挙 (下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも35%以上でなければならない(候補者が3人の名簿の場合は、男女を少なくとも1人ずつ登載すればよい。) 【政党型クオータ】 ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
32	デンマーク	39.7% (71人/179人)	—
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
36	オーストラリア	38.4% (58人/151人)	56.6% (43人/76人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：選択投票制（定数1） 上院：単記移議式投票制 ・労働党：（下院）①労働党が議席を有する選挙区、②労働党が議席を有していないが接戦が見込まれる選挙区、③その他の選挙区、のそれぞれのカテゴリーについて、45%（2025年以降の選挙では50%）以上の選挙区の候補者は、女性でなければならない。	
38	フランス	37.3% (215人/577人)	35.1% (122人/348人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：小選挙区2回投票制 上院：間接選挙 （下院）男女の公認候補者は同数でなければならない。男女差が全候補者数の2%を超えた場合は、政党助成金が減額される。 （上院）比例代表制部分について、名簿には、両性を交互に登載しなければならない。	
39	ポルトガル	37.0% (85人/230人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女とも33.3%以上でなければならない。また、名簿に同性の候補者を3人以上連続して登載してはならない。違反した場合は、政党助成金が減額される。 【政党型クオータ】 ・社会党：名簿順位が1位と2位の候補者は同性であってはならない。	
41	イタリア	36.4% (229人/630人)	35.0% (112人/320人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：小選挙区比例代表並立制 （両院）候補者名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 （下院）政党ごとに、候補者名簿又は候補者名簿連合に連結した小選挙区候補者を全国で合計した場合、また、各比例区の候補者名簿の筆頭候補者を全国で合計した場合、男女とも60%を超えてはならない。 （上院）下院とほぼ同様であるが、同性の候補者の割合を算定する単位を、全国ではなく各州とする。	
44	チリ	35.5% (55人/155人)	24.0% (12人/50人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 （両院）名簿に登載する候補者は、男女とも60%を超えてはならない（2029年までの選挙で適用）。 （下院）候補者クオータ制と併せて、選出された女性議員数に応じて、政党助成金が増額される。	
46	ドイツ	34.9% (257人/736人)	33.8% (24人/71人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：小選挙区比例代表併用制 上院：州代表により構成 ・社会民主党：（下院）比例名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 ・キリスト教民主同盟：（下院）名簿に登載する候補者は、連続する3順位のうち1人以上は女性でなければならない。登載できない場合、説明責任を負う。	
47	イギリス	34.6% (225人/650人)	28.6% (222人/776人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：小選挙区制 上院：主として任命制 ・労働党：（下院）一部の選挙区で、予備選挙の最終候補者リストを女性に限定する「女性限定リスト（All Women Shortlist）」制度を採用している。	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
52	ルクセンブルク	33.3% (20人/60人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する60人の候補者は、男女とも24人以上でなければならない。女性候補者の割合が30%未満の場合、政党助成金の75%が減額される。 【政党型クオータ】 ・左派党：名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならない。	
60	カナダ	30.5% (103人/338人)	48.9% (45人/92人)
		【クオータ制なし】	
62	イスラエル	30.0% (36人/120人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・リクード：全国1区の比例区における名簿に登載する候補者のうち、少なくとも10位、20位、24位、29位、34位は女性でなければならない。 ・労働党：名簿に登載する候補者のうち、順位が連続する10人のうち2人以上は女性でなければならない。また、少なくとも5位、9位、14位、19位、24位、29位、34位、36位、39位、42位、45位の候補者は女性でなければならない。	
67	コロンビア	28.9% (54人/187人)	29.6% (32人/108人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 (両院) 定数が5議席以上の選挙区では、名簿に登載する候補者は、男女とも30%以上でなければならない。政党助成金の5%は、女性議員数に応じて配分される。	
70	アメリカ	28.5% (123人/431人)	24.0% (24人/100人)
		【クオータ制なし】	
71	リトアニア	28.4% (40人/141人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 小選挙区比例代表並立制 ・社会民主党：比例区の候補者名簿において、いずれの性の候補者も60%を超えることはできない。名簿には、両性を交互に登載しなければならない。	
72	ポーランド	28.3% (130人/460人)	24.0% (24人/100人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：小選挙区制 (下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも35%以上でなければならない。	
82	ラトビア	27.0% (27人/100人)	—
		【クオータ制なし】	
92	エストニア	25.7% (26人/101人)	—
		【クオータ制なし】	
93	チェコ	25.5% (51人/200人)	14.8% (12人/81人)
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
100	アイルランド	23.1% (37人/160人)	39.0% (23人/59人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：単記移譲式比例代表制 上院：職能代表と任命制の混合制 (下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも 30% (2023 年以降の選挙では 40%) 以上でなければならない。違反した場合は、政党助成金が 50%減額される。	
109	スロバキア	21.3% (32人/150人)	—
		【クオータ制なし】	
110	ギリシャ	21.0% (63人/300人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女とも 40%以上でなければならない。	
126	韓国	18.6% (55人/295人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 小選挙区比例代表混合制 比例区では、名簿に登載する候補者は、女性が 50%以上でなければならない、奇数順位に女性を割り当てなければならない。 小選挙区では、選挙区のうち 30%以上に女性を擁立するように努めなければならない。小選挙区で一定数以上の女性を公認した政党には公職候補者女性公認補助金が支給される。	
133	トルコ	17.4% (101人/582人)	—
		【クオータ制なし】	
150	ハンガリー	14.1% (28人/199人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 小選挙区比例代表併用制 ・社会党：名簿に登載する候補者は、女性が 20%以上でなければならない。	
165	日本	9.9% (46人/464人)	25.8% (64人/248人)
		【クオータ制なし】	

(凡例)

- クオータ制の導入状況・内容は、原則として、国際民主化選挙支援機構 (International IDEA) ウェブサイト内の Gender Quotas Database による (2022 年 10 月 17 日最終アクセス)。
- 国政選挙に関するクオータ制のみを対象とした。Gender Quotas Database でクオータ制を採用していると書かれていても、地方選挙に関するクオータ制しかない場合は【クオータ制なし】とした。
- Gender Quotas Database の政党型クオータ (Voluntary Political Party Quotas) には、党役員に関するクオータなどについて書かれている場合がある。ニュージーランド、アンドラ、カナダ、スロバキア及びトルコは、同データベースで政党型クオータを採用していると書かれているが、党規約などを確認して、議員や候補者に関するクオータでないと判断したため、【政党型クオータ】ではなく【クオータ制なし】とした。
- 政党型クオータの採用例は、下院で現在議席を有している政党のみを取り上げた。複数の政党がクオータを採用している場合は、下院 (又は一院制議会) の議席数の多い主要政党について記した。
- 候補者クオータ制を採用している国で、政党型クオータを採用する政党があるときは、候補者クオータ制の内容を超えて女性候補者を優遇する措置を採っている場合のみ政党型クオータについても記した。
- 政党助成制度については、女性候補者や女性議員の数や割合によって公的助成を受け取ることができる又は公的助成額が変動する制度のみを取り上げた。公的助成の使途を男女平等に関連する特定の活動に限定する制度については記さなかった。

(注1) 順位及び議員数は、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union. 全 193 国・地域) ウェブサイトの 2022 年 8 月 1 日現在の情報による。一院制の場合は、下院の欄に記入した。

(注2) 国名に(*)を付した国は OECD 非加盟国であり、その他は OECD 加盟国である。

(注3) 列国議会同盟のウェブサイトでは、女性議員の割合が小数点 1 位までが同じであれば同順位としている。10 位にはアンドラと南アフリカが並んでいるが、小数点 2 位以下を見るとアンドラが上位であるため、表にはアンドラを掲載し、南アフリカは掲載しなかった。

(出典)

“Parline – global data on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union Website <<https://data.ipu.org/content/parline-global-data-national-parliaments>>; “Gender Quotas Database.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas>>; 宮畑建志「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクオータ制の事例—」『レファレンス』778 号, 2015.11, pp.47-66. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535019_po_077803.pdf?contentNo=1>; 「政治分野における男女共同参画」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<https://www.gender.go.jp/policy/sejibunya/index.html>>; 各国法令、各政党ウェブサイト等を基に筆者作成。

おわりに

我が国では、2018 (平成 30) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 28 号) が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどが基本原則となった。2020 (令和 2) 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画でも、2025 (令和 7) 年までに衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 35%にするという目標が掲げられている²³。

ここまで述べてきたように、女性国会議員を増やすための方策として、多くの国でクオータ制が採用されている。しかし、我が国においてクオータ制を採用すべきか否かについては、意見が分かれるところである²⁴。強制力のあるクオータ制の採用は、一定数の現職の男性議員の退場を強いることになり、対象となり得る男性議員の理解を得ることは容易ではなさそうである²⁵。さらに、憲法との関係で、どのようなクオータ制でも採用できるわけではないとの指摘もある²⁶。

²³ 「第 5 次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定) pp.19, 23. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf> なお、直近の国政選挙における女性候補者の割合は、2021 (令和 3) 年 10 月の衆議院議員総選挙では 17.7%、2022 (令和 4) 年 7 月の参議院議員通常選挙では 33.2%であった。

²⁴ 毎日新聞社等が令和 3 年 11 月から同 4 年 1 月にかけて実施した世論調査では、「衆院選で 465 人が当選しましたが、このうち女性は 45 人 (9.7%) でした。女性議員を増やすため、選挙の候補者や議席の一定数を女性に割り当てる「クオータ制」を導入すべきだという意見もありますが、どう思いますか。」という質問に対し、「導入すべきだ」が 35%、「導入する必要はない」が 40%であった(「日本の世論 2021」『毎日新聞』2022.2.24.)。

²⁵ IPU が作成した「自己評価ツールキット」の評価項目を参考に、2022 (令和 4) 年 4 月から 5 月にかけて全衆議院議員及び政党を対象に実施したアンケートにおいて、「一定数の女性の議員を確保するための仕組み(制度)は必要だと思いますか。」との質問に対し、「必要」又は「どちらかといえば必要」としたのは女性議員が 71.8%であるのに対し、男性議員は 47.0%にとどまった。衆議院事務局「IPU ジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書」2022.6, p.21. <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.pdf/\\$File/gender-houkokushohp20220609.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.pdf/$File/gender-houkokushohp20220609.pdf)>

²⁶ 上述の類型のうち「政党型クオータ」は、政党が自発的に行うものであり、違憲性の問題は生じないであろうが、「法律型クオータ」は、憲法上問題となり得る。「議席割当制」は、議員の資格に関して性別その他による差別を禁ずる憲法第 44 条の規定があるので、認められないと考えられている一方で、「候補者クオータ制」は、その制度の設計によって、合憲にも違憲にもなると考えられている。クオータ制についての憲法論や女性議員比率が低いことの問題点などを整理した論考として、山田邦夫「女性の政治参画とクオータ制論議—政治分野における「多様性」の確保—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ(多様性)社会の構築: 総合調査報告書』(調査資料 2016-3) 国立国会図書館, 2017, pp.75-89. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310077_po_2017>

2018（平成30）年の法律制定以降、参議院については2019（令和元）年通常選挙で女性候補者の割合が28.1%、女性当選議員の割合が22.6%、2022（令和4）年通常選挙で女性候補者の割合が33.2%、女性当選議員の割合が28.0%と増加しつつある。しかし、衆議院については2021（令和3）年総選挙で女性候補者の割合が17.7%、女性当選議員の割合が9.7%と2017（平成29）年総選挙を下回る事となった。この結果を受けて、我が国でもクオータ制を導入すべきであるという主張も改めて見られるようになってきている²⁷。ただし、上述のとおり、クオータ制を採用するとしても強制力のあるものの採用は困難であると考えられる。まずは、女性候補者の割合について各政党がそれぞれ数値目標を定めるよう義務を課すこと²⁸や、各政党が新人候補のみを対象として一定割合の候補者を女性にすること²⁹など、それぞれの事情を踏まえたクオータ制を採用することが現実的であるという指摘もある。

「候補者に占める女性の割合を35%にするという目標」の実現や「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す」ために、どのような方策をとるべきかの検討が求められている。

0207.pdf?contentNo=1> がある。

²⁷ 代表的なものとして、辻村みよ子「日本にクオータ制の導入を！」『週刊金曜日』29巻36号、2021.9.24, pp.18-21 などがある。

²⁸ 三浦まり「クオータの取扱説明書」『世界』946号、2021.7, pp.172-178.

²⁹ お茶の水女子大学の申琪榮教授は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が求めている政党の自主的な努力への姿勢を重視した上で、「現職議員が多く、その大半が男性議員であるため、候補者選定のルール変更には反対が強いだらう。しかし、現行制度の枠の中でも新人候補に女性を優先的に登用することは可能である。例えば、新人候補の男女比率を半々にすることを予め目標に設定して、女性候補者を、現職議員が引退する選挙区や比例ブロックの上位、あるいは比例単独候補者にすることは今すぐできることだ」と主張している。申琪榮「女性候補が少ないのは女性のせいなのか」日本で女性議員が増えない本当の理由 2021.10.27. PRESIDENT WOMAN Online ウェブサイト <<https://president.jp/articles/-/51300>>

令和4年5月27日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

諸外国議会における産前産後、配偶者の出産、育児等により 議会を欠席する場合の表決権の行使

I 概要

国会議員が産前産後、配偶者の出産、育児等により議会を欠席する場合、当該議員は議場において表決権を行使することができない。

国会議員が議会を欠席する場合の対応として、①代理議員、②代理投票、③オンライン投票、④ペアリングがある。それぞれの概要は次のとおりである。

- ①代理議員：欠席の期間中、指定された者が、当該議員に代わって議員の職務を行う。また、委員会について、これとは別に代理委員の制度があり、指定された議員が当該議員に代わって委員の職務を行う。
- ②代理投票：欠席議員に代わって他の議員が投票する。
- ③オンライン投票：欠席議員が、議場外から投票する。
- ④ペアリング：欠席議員と反対の立場の議員が投票を行わないことで、投票結果に影響を与えないようにする。

調査対象は、列国議会同盟（Inter-parliamentary Union）の調査（2022年4月1日時点）に基づく二院制議会の下院又は一院制議会に占める女性議員割合の順位が10位内の国¹及びOECD（経済協力開発機構）加盟国である。IIにおいてそれぞれの対応を採用する代表的な国の事例をまとめるとともに、IIIとして一覧表を掲載した。なお、これらの事例には、産前産後、配偶者の出産、育児等により議会を欠席することを明示的な要件としていないものも含めている。

II 代表例

1 代理議員

(1) スウェーデン（一院制）

議員には、代理議員が置かれる（統治法²第3章第2条）。代理議員は、議員ごとに選挙され（統治法第3章第9条）、議員に1か月以上の請暇が認められた場合には、代理議員がその職務を代理する（統治法第4章第13条、議会法第5章第3条）。

なお、上記の代理議員とは別に、委員会については、代理委員が置かれ、正規の委員と併せて選出される（議会法第12章第9条）。

(2) オランダ（下院・上院）

両院ともほぼ同じ制度であることから、ここではまとめて記述する。

¹ “Monthly ranking of women in national parliaments.” Parline website <<https://data.ipu.org/women-ranking?month=4&year=2022>>

² 憲法を構成する4つの基本法の1つである。山岡規雄『各国憲法集(11) スウェーデン憲法 第2版』（調査資料2020-1-a：基本情報シリーズ28）国立国会図書館，2021，p.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11645996_po_202001a.pdf?contentNo=1>

議員は、妊娠及び出産並びに病気を理由として、その職務を一時的に代理させることが認められている（憲法第 57a 条、選挙法第 X10～X12 条）。議員の請求に基づき、議長は当該議員の一時的な代理の可否を決定する。代理期間は 16 週間を上限とする。中央選挙管理委員長が、代理議員を指名する。通常は、当該議員の政党名簿で落選した候補者の最も高い順位の者を代理議員として指名する³。

なお、上記の代理議員とは別に、委員会については、一部の委員会を除き代理委員が置かれ、正規の委員と併せて任命される（下院規則第 25 条、上院規則第 36 条）。

2 代理投票

(1) イギリス（下院）

新たに子の親又は養親等となる議員について、許可された期間内で、当該議員が代理投票の申請時に指定した議員による代理投票が認められる。議員は、指定された議員との間で、いつ、どのように代理投票を行うかについて合意しなければならない⁴。

代理投票は、公法案・私法案に関する本会議及び全院委員会における分列表決⁵並びに議長、副議長及び特別委員会委員長の選挙において可能である。

(2) フランス（下院・上院）

両院ともほぼ同じ制度であることから、ここではまとめて記述する。

代理投票は、憲法により認められている（憲法第 27 条第 3 項）。代理投票が認められる事由の 1 つとして、議員の移動が妨げられる程度の病気、事故又は家族の事情が規定されている（議員に対して例外的に表決権の委任を許可する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1066 号⁶第 1 条）。

表決を委任するためには、署名のある書面を、委任議員から受任議員に送付し、委任議員は、欠席する表決の開始前までに、議長に受任議員名及び欠席の事由を通告しなければならない。委任の書面及び通告においては、委任期間を示さなければならず、示されない場合にはその期間は 8 日間とみなされる。委任は委任期間満了とともに失効するが、期間内であれば更新し、又は撤回することができる。緊急の場合には、署名のある書面による追認を条件に、委任及び通告を電信により行うことができる（同オルドナンス第 2 条）。

なお、代理投票は、本会議及び委員会において認められている（下院規則第 44 条及び第 62 条、上院規則第 63 条及び第 64 条）。

³ 選挙法第 X10～X12 条；“Tijdelijke vervanging volksvertegenwoordigers.” De Nederlandse Grondwet website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vhnm7levz2/tijdelijke_vervanging>

⁴ 下院規則第 39A 条；“Proxy Voting Scheme (updated 23 July 2021).” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/globalassets/july-2021-proxy-voting-scheme.pdf>>

⁵ 発声表決における議長の宣告に対して異議が申し立てられた場合に行われる公式に賛否を数える表決方法。議員は、その賛否に応じて 2 列に分かれ、それぞれ別のドアから議場の外に出る。議場の外には左右に、賛成者用と反対者用の各廊下がある。議員はこの廊下から別々のドアを通して議場に入り、その際に賛否それぞれの側から議長が指名した議員（計算係）が人数を数える。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056 号，2019.5.28，p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>

⁶ Ordonnance n°58-1066 du 7 novembre 1958 portant loi organique autorisant exceptionnellement les parlementaires à déléguer leur droit de vote. なお、オルドナンスとは、議会の承認を経て法律の効力を得る行政立法を指す。大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂，2013，p.58.

(3) ニュージーランド（一院制）

代理投票は、政党表決及び個人表決⁷において行うことができる。

政党表決⁸においては、各政党の党首又は院内幹事は、当該政党の欠席議員を代理して投票することができる。政党表決における代理投票には、原則として、当該政党の議員数の25%⁹以下までとの制限があるが、自らの病気若しくは家族の事情又は公的な事務への出席という理由により議長から欠席の許可を得た場合（議院規則第39条第1項）は、この制限の対象外である（同第146条第3項）。

個人表決¹⁰においては、議員は、他の議員に対して投票を委任することができる。投票の委任状には、①委任議員の名前、②委任をした日、③委任の期間又は議事、④受任議員の名前、⑤委任議員の署名を記載しなければならない。委任議員は、投票前であればいつでも当該委任を撤回し、又は変更することができる（同第152条）。

3 オンライン投票

○スペイン（下院・上院）

両院ともほぼ同じ制度であることから、ここではまとめて記述する。

オンライン投票が認められる事由の1つとして、議員の妊娠、出産及び育児の場合が定められている。議院理事部¹¹は、議員に対し、本会議における表決について議員本人によるオンライン投票を認めることができる。ただし、下院においては、本会議において議案を分割して行う採決及び修正案の採決がなく、かつ投票の方法及び時期が予見可能な場合に限られる（下院規則第82条第2項）。上院においては、このような制限はない（上院規則第92条第3項）。

なお、オンライン投票が認められた場合は、表決において出席として集計される（下院規則第79条第3項、上院規則第93条第3項）。

4 ペアリング

(1) アメリカ（下院・上院）

(a) 下院

下院では、賛否表決¹²の際、ペアリングを行うことが認められている（下院規則第20条第3

⁷ 政党表決及び個人表決は、発声表決に引き続いて更なる正式な表決が求められた場合に行われる表決方法。

⁸ 政党を単位として投票する方法。各政党の党首又は院内幹事が所属議員の票をまとめて投票する。所属政党内で意見が異なる場合は、賛成、反対又は棄権の分類でまとめて投票することもできる。また、代理投票を含めることもできる。次に無所属議員が投票する。続いて所属政党の立場に反対の議員が投票し、最後に所属政党の立場に反対の代理投票が行われる（議院規則第143～145条）。David McGee, *Parliamentary Practice in New Zealand*, 4th ed., Wellington: Dunmore Publishing Limited, 2017, p.249. <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/parliamentary-practice-in-new-zealand/>>; “Party Vote.” New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/glossary/#P>>

⁹ 小数点以下は、切り上げて計算する。例えば、5人の政党は、2人まで代理投票ができる。McGee, *ibid.*, p.250.

¹⁰ 個人表決は、道義的事項について、分列表決により行われる（議院規則第148条）。McGee, *op.cit.*(8), p.253.

¹¹ 議長、副議長（下院は4人、上院は2人）及び書記担当議員（4人）により構成され、議院の運営・管理を行う。

¹² 出席議員の5分の1以上の要求があるときに行われる表決方法。下院では、電子投票装置を用いる。装置が不調の場合は、各議員名をアルファベット順に読み上げ、議員の賛成（Yes）、反対（Nay）の応答を数える。個々の議員の賛否等は会議録に記載される。上院では点呼表決と呼ばれ、電子投票装置は用いない。高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1045号, 2019.3.7. p.5. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11247815&contentNo=1>>

項)。ペアリングを行う出席議員は投票を行うが、2回目の点呼後から投票結果の発表までに、投票を取り消すとともにペアリングを行う旨の意思表示を行い、ペアリングの相手の欠席議員の名前及び自らと異なる投票内容を明らかにする。ペアリングを行った出席議員の投票は総投票数から除外される。なお、可決の要件が3分の2以上の賛成を要する場合は、賛成2人と反対1人の3人で行われる。また、会議録の投票結果の記載においては、ペアリングを行った議員及びその投票内容が掲載される¹³。

なお、下院規則に規定はないが、欠席議員からの申出により、全会一致合意に基づき、賛否表決の場合に、どのように投票するつもりであったかについての声明を会議録に掲載することが認められている。ペアリングは近年用いられなくなっており、現在は、この方法を用いることが一般的である¹⁴。

(b) 上院

上院規則上、ペアリングについての規定はない。ペアリングは上院の慣行として議員間の合意に基づき行われる。点呼表決において、議員は理由を明らかにした上で投票を行わないことができる（上院規則第12条第2項）との規定に基づき、ペアリングを行う出席議員は、ペアリングの相手の欠席議員とその投票内容を明らかにし、自らは異なる立場であり、投票を行わない旨を明らかにする。なお、可決の要件が3分の2以上の賛成を要する場合は、賛成2人と反対1人の3人で行われる¹⁵。

なお、上院規則に規定はないが、欠席議員からの申出により、全会一致合意に基づき、点呼表決の場合に、どのように投票するつもりであったかについての声明を会議録に掲載することが認められている¹⁶。

(2) カナダ（下院）

ペアリングは、与党及び野党の院内幹事間の合意に基づき、一方の議員が欠席したときに、もう一方の議員が投票を取りやめるか、又は欠席することにより行われる。また、ペアの議員の登録制度が設けられており、ペアの議員の名前は会議録の投票結果に続いて掲載される（下院規則第44.1条）¹⁷。

¹³ Jason A. Smith, *Constitution Jefferson's Manual and Rules of the House of Representatives*, Washington, D.C.: GPO, pp.[881]-[882]. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/HMAN-117/pdf/HMAN-117.pdf>>; Charles W. Johnson et al., *House Practice: A Guide to the Rules, Precedents, and Procedures of the House*, Washington, D.C.: GPO, 2017, p.954; Christopher M. Davis, "Pairing in Congressional Voting: The House," *CRS Report*, 98-970, 2015.8.25. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/RS/98-970>>

¹⁴ Johnson et al., *ibid.*, p.963; Davis, *ibid.*

¹⁵ Floyd M. Riddick et al, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington, D.C.: GPO, 1992, pp.968-969. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GPO-RIDDICK-1992/pdf/GPO-RIDDICK-1992-94.pdf>>; Martin B. Gold, *Senate Procedure and Practice*, 4th ed., Maryland: Rowman & Littlefield, 2018, p.121.

¹⁶ Gold, *ibid.*; Riddick et al, *ibid.*, p.1399.

¹⁷ "Pairing of Members," Marc Bosc and André Gagnon eds., *House of Commons Procedure and Practice*, 3rd ed., 2017. <https://www.ourcommons.ca/About/ProcedureAndPractice3rdEdition/ch_12_4-e.html#12-4-4-6>

III 諸外国議会の事例（女性議員割合上位 10 か国及び OECD 加盟国）

(注1) 順位	国名 (注2)	下院又は一院制議会	上院
1	ルワンダ(*)	【本会議】 代理投票は認められない。 (下院の機能を定める組織法第 105 条)	規定は見当たらない。
2	キューバ(*)	規定は見当たらない。	— (注3)
3	ニカラグア(*)	代理議員 (立法権に関する組織法第 20 条、第 27 条) 【委員会】 代理委員 (立法権に関する組織法第 57 条)	—
4	メキシコ	規定は見当たらない。	【本会議】 投票は一身専属で、移譲することは認められない。(上院規則第 93 条第 1 項)
4	アラブ首長国連邦(*)	規定は見当たらない。	—
6	ニュージーランド	【本会議】 代理投票 (議院規則第 146 条、第 153 条)	—
7	アイスランド	代理議員 (選挙法第 122 条; 議会手続法第 65 条; 議院規則第 60 条) 【委員会】 代理委員 (議院規則第 14 条、第 17 条、第 35 条)	—
8	コスタリカ	【委員会】 代理委員 (議院規則第 69 条)	—
9	南アフリカ(*)	【委員会】 代理委員 (下院規則第 156 条、第 173 条)	【委員会】 代理委員 (上院規則第 107 条)
10	グレナダ(*)	規定は見当たらない。	規定は見当たらない。
13	スウェーデン	代理議員 (統治法第 3 章第 2 条、第 4 章第 13 条; 議会法第 5 章第 3 条) 【本会議】 ペアリング 【委員会】 代理委員 (議会法第 12 章第 9 条)	—
14	フィンランド	【委員会】 代理委員 (憲法第 35 条第 2 項; 議院規則第 8 条、第 35 条)	—
15	ノルウェー	代理議員 (憲法第 65 条; 選挙法第 14-1 条; 議院規則第 1 条) 【委員会】 代理委員 (議院規則第 3 条、第 21 条)	—
18	スペイン	【本会議】 オンライン投票 (下院規則第 82 条第 2 項)	【本会議】 オンライン投票 (上院規則第 93 条第 3 項)
20	スイス	【本会議】 代理投票は認められない。 (下院規則第 56 条) 【委員会】 代理委員 (下院規則第 18 条)	【委員会】 代理委員 (上院規則第 14 条)

(注1) 順位	国名(注2)	下院又は一院制議会	上院
22	ベルギー	【委員会】 代理委員（下院規則第22条）	【委員会】 代理委員（上院規則第21条第4項）
24	オーストリア	【本会議】 投票は議員本人が行わなければならない。 （下院議事手続法第64条第1項） 【委員会】 代理委員 （下院議事手続法第32条、第32b条、第32d条）	【委員会】 代理委員（上院規則第13条）
26	オランダ	代理議員 （憲法第57a条；選挙法第X10-X12条） 【委員会】 代理委員（下院規則第25条）	代理議員 （憲法第57a条；選挙法第X10-X12条） 【委員会】 代理委員（上院規則第36条、第38条）
32	デンマーク	代理議員 （憲法第31条第4項；議会選挙法第84条、 第85条、第92条；議院規則第40条、第41 条）	—
33	フランス	【本会議】【委員会】 代理投票 （憲法第27条第3項；議員に対して例外的 に表決権の委任を許可する組織法律を定め る1958年11月7日のオルドナンス第 58-1066号；下院規則第44条、第62条）	【本会議】【委員会】 代理投票 （憲法第27条第3項；議員に対して例外的 に表決権の委任を許可する組織法律を定め る1958年11月7日のオルドナンス第 58-1066号；上院規則第63条、第64条）
37	ポルトガル	代理議員 （議員法第4～6条、第9条；議院規則第18 条第1項b)） 【委員会】 代理委員（議院規則第30条、第40条）	—
39	イタリア	【委員会】 代理委員（下院規則第19条）	規定は見当たらない。
42	チリ	【本会議】 ペアリング（下院規則第167条）	【本会議】 投票権は、委任することができない。 （上院規則第170条） ペアリング（上院規則第9条、第171条）
44	ドイツ	【委員会】 代理委員 （下院規則第57条第2項）	【本会議】 議員（州政府の構成員）は、州政府のその 他の構成員による代理が可能である（基本 法第51条第1項）が、議決権の行使に当 たっては、州ごとに割り当てられた票を一 括して行使する（同条第3項）。 【委員会】 代理委員（上院規則第11条第4項）
45	イギリス	【本会議】 代理投票（下院規則第39A条）	規定は見当たらない。
50	ルクセンブルク	【本会議】 代理投票 （議院規則第47条第11項～第13項） 【委員会】 代理委員（議院規則第23条第3項）	—

(注1) 順位	国名(注2)	下院又は一院制議会	上院
57	オーストラリア	【本会議】 代理投票（授乳中である場合に限る。） （授乳中の母親のための特例に関する 2008 年 2 月 13 日の決議） ペアリング	【本会議】 ペアリング 【委員会】 代理委員（上院規則第 25 条第 7 項）
59	カナダ	【本会議】 ペアリング（下院規則第 44.1 条） 【委員会】 代理委員（下院規則第 114 条）	規定は見当たらない。
61	イスラエル	【委員会】 代理委員（議院規則第 104 条）	—
66	スロベニア	【委員会】 代理委員（下院規則第 54 条、第 95 条）	規定は見当たらない。
69	リトアニア	【本会議】 投票権は一身専属で、他の議員に移譲する ことは認められない。 （議院規則第 111 条第 4 項） 【委員会】 代理委員（議院規則第 10 条、第 45 条）	—
70	ポーランド	規定は見当たらない。	規定は見当たらない。
71	アメリカ	【本会議】 ペアリング（下院規則第 20 条第 3 項） 投票予定に関する声明を会議録に掲載可。 【委員会】 代理投票は認められない。 （下院規則第 11 条（f））	【本会議】 ペアリング 投票予定に関する声明を会議録に掲載可。 【委員会】 代理投票（上院規則第 26 条第 7 項（a）（3））
80	ラトビア	代理議員（議院規則第 5 条、第 6 条）	—
91	エストニア	代理議員 （議員の地位に関する法律第 6 条、第 11 条、 第 12 条） 【委員会】 代理委員 （議会の議事規則及び内部規則に関する法 律第 26 条第 4 項）	—
92	チェコ	規定は見当たらない。	規定は見当たらない。
100	アイルランド	【本会議】 ペアリング 【委員会】 代理委員（下院規則第 106 条第 2 項）	【委員会】 代理委員（上院規則第 82 条第 1 項）
109	スロバキア	【本会議】 代理投票は認められない。 （議院規則第 39 条第 6 項、第 136 条第 2 項 （b）） 【委員会】 代理委員（欧州問題委員会のみ） （議院規則第 58a 条第 2 項）	—

(注1) 順位	国名(注2)	下院又は一院制議会	上院
110	ギリシャ	【委員会】 代理委員（議院規則第35条）	—
125	韓国	規定は見当たらない。	—
132	トルコ	規定は見当たらない。	—
151	ハンガリー	【委員会】 代理委員（議会法第20条）	—
(注4) —	コロンビア	【本会議】 投票権は一身専属で、移譲及び委任は認められない。（議会法第123条第3項） 【委員会】 常任委員会では、委員のみが投票することができる。（議会法第123条第2項）	【本会議】 投票権は一身専属で、移譲及び委任は認められない。（議会法第123条第3項） 【委員会】 常任委員会では、委員のみが投票することができる。（議会法第123条第2項）

(注1) 列国議会同盟（Inter-parliamentary Union: IPU）の調査（2022年4月1日時点）による、二院制議会の下院及び一院制議会の女性議員割合の順位。

(注2) 国名に(*)を付した国はOECD非加盟国であり、その他はOECD加盟国である。

(注3) 一院制議会の場合は、「—」と記載した。

(注4) コロンビアは、2022年3月に両院とも選挙が行われたが、IPUウェブサイトには女性議員割合に関する選挙後の情報が掲載されていないため、順位が付されていない。

(出典) “Monthly ranking of women in national parliaments.” Parline website <<https://data.ipu.org/women-ranking?month=4&year=2022>>; 各国議会ウェブサイト; Anne Bonewit, “Preparing a Harmonized Maternity Leave for Members of the European Parliament - Legal Analysis,” *In Depth Analysis*, PE556.937, 2016.4. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2016/556937/IPOL_IDA\(2016\)556937_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2016/556937/IPOL_IDA(2016)556937_EN.pdf)> 等を基に作成。

担当：政治議会課 安田隆子・坂井伸行

資料4 IPU「議会のジェンダー配慮への評価」自己評価ツールキット

1 IPU「議会のジェンダー配慮への評価」自己評価ツールキット（仮訳）



Inter-Parliamentary Union
For democracy, For everyone.

議会のジェンダー配慮 への評価（仮訳）

自己評価ツールキット

目次

はじめに	4
ジェンダーに配慮した議会	6
本ツールキットの目的	9
セクションA：ジェンダー配慮に関する評価を行うための準備	11
求められることは	12
情報源	14
結果及び行動	16
自己評価チェックリスト	18
議論の開始	19
独自の質問の作成	19
セクションB：質問	20
1－女性の数及び役職	20
2－法政策と法的枠組み	22
3－ジェンダー平等の主流化	24
4－議会の文化、環境及び方針	26
5－男性との責任の共有	29
6－政党	31
7－議会スタッフ	33
その他の問題	35
I P Uの役立ち情報	36
定義	37
謝辞	39

はじめに

現代社会では、ますますジェンダー平等が求められています。ジェンダー平等は真の民主主義実現の前提条件でもあります。しかし、世界中の多くの議会において、女性はいまだに過少代表のままです。これにより、議会の効率性、有効性及び正当性が損なわれています。さらに、社会全体としてジェンダー平等を推進するための議会の能力も妨げています。

どうすれば議会は変化の担い手となり、ジェンダー平等を推進することができるでしょうか。

まずは、議会がジェンダーに中立的な場ではないことを認めなければなりません。そのためには、ジェンダー視点（ジェンダーレンズ）を通じた自己分析に取り組む必要があります。

2012年に I P U加盟国は、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画 (Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments)」を採択しました。この中でジェンダーに配慮した議会では、「女性の完全な参加や、両性の議員及びスタッフ間における平等について、実質的、構造的又は文化的な障壁が存在しない」と定義されています。

どうすれば、ジェンダーに配慮した議会を実現することができるでしょうか。その答えは、男女双方のニーズ及び利益にかなうよう、その組織構造、運営、方式及び業務を徹底的に見直すことです。

I P Uの行動計画では、ジェンダーに配慮した議会を実現するための7つの主要行動分野が示されています。参加の平等、法律及び政策の枠組みの強化、ジェンダー主流化ツール、ジェンダーに配慮した議会のインフラ及び文化、両性の議員全員によるジェンダー平等への責任共有、ジェンダー平等の擁護者となる政党、そしてジェンダーに配慮したスタッフの採用及び育成方針です。

これは野心的ですが不可欠なアジェンダです。議会が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、中でも特にジェンダー平等に関する目標5、並びに良好なガバナンス及び強固な制度に関する目標16を実現しようとするのであれば、ジェンダー平等を具現化し範を示さなければなりません。この点は現在、議会に広く理解されています。

本ツールキットは、世界各国の議会がジェンダー平等の進め方を改善し、社会の模範になるという要望の高まりを受け、作成されました。

議会が、自らのジェンダーへの配慮の在り方を評価し、現在の慣行や方針を検討し、改革が可能な分野を特定し、変革を計画し、進捗管理の仕組みを確立することを希望する際に、このツールキットが役立つに違いありません。

本ツールキットには、ジェンダーに配慮した改革の活動に関して議会を支援してきた、I P Uの幅広い経験が生かされています。ここで提案されている一連の質問は、各国の状況に合わせて適宜ご変更いただけます。本ツールキットは、オープンで建設的な議論を促すよう作成されています。

これは各国議会の順位付けを目的とするものではありません。議会の組織強化に向けた優先順位を決定するため、それぞれの強みと弱みを明確にする手助けをしようとするものです。

各国の議会はそれぞれ独自のプロセスを見つけることになるでしょう。とはいえ、どの場合においても、強力な指導力とコミットメントが求められます。女性も男性も包摂し、誰もが参加できるよう、文化に変化をもたらさなければなりません。

全ての議会に対し、ジェンダーへの配慮に関して有益なこの自己評価に着手するよう勧めます。

I P Uは、これに真摯に取り組み、またこれに続くあらゆる勧告を実施する議会をいつでも支援する用意があります。I P Uは今後とも継続して、ジェンダーに配慮したあらゆる場所の実践を記録し、議会社会全体に周知してまいります。

I P U事務総長
マーティン・チュンゴング

ジェンダーに配慮した議会

列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union: IPU）は、議会における女性に関して世界的な調査を主導し続けています。世界中の国会における女性議員数を継続的に観察し、数多くの調査報告書を出版することを通して、女性の有無、政界にアクセスする女性の成功や直面する課題、さらには議会における日常的な経験を記録してきました。

議会におけるジェンダー平等のベスト・プラクティスを収集することで、IPUはグローバル・スタンダードを設定してきました。このことを通じて、ジェンダーバランスのとれた議会であればあるほど、より良いジェンダー平等を提供し、より効果的な組織となることが示されてきました。

IPUの調査では、ジェンダー平等に関する法律や政策の変更については従来から女性議員が主な推進者であることが、一貫して示されてきました。あらゆる生活局面において差別から身を守る法律や、女性の地位を高める法律は、その多くが、政治的課題の中で優先されるよう女性が戦ったからこそ制定されたのです。

しかし、変化が始まっています。ジェンダー平等の最大の代弁者は間違いなく女性であるものの、全ての議員（女性だけでなく男性も同様に）が、そして組織としての議会もまた、役割を担っています。IPU報告書「ジェンダーに配慮した議会：グッド・プラクティスのグローバルレビュー（Gender-Sensitive Parliaments: A Global Review of Good Practice）」（2011年）では、議会のジェンダー平等の取組をその業務と機能のあらゆる側面から明らかにすることを目指しました。報告書では、議会の代表性、指導体制、ジェンダー関連の法律や政策の実現力、職場の文化、環境及びインフラ、ジェンダー平等を目的とした具体的な仕組みに関して、世界規模で行われた調査結果が示されています。

ジェンダーに配慮した議会に関する行動の出発点は、男女双方の活動を促進するとともに、ジェンダー平等に関する議会の実現力を高めるものでなければならぬという考え方です。

この報告書において、ジェンダーに配慮した議会は、その組織構造、運営、方式及び業務において男女双方のニーズと利益にかなうものと定義されています。

ジェンダーに配慮した議会とは、以下のことを行う議会である。

- 議会のあらゆる機関及び内部組織の構成員数における男女平等を推進し達成する。
- 自国の議会に適したジェンダー平等のための政策枠組みを策定する。
- 全ての業務においてジェンダー平等の主流化を推し進める。
- 女性の権利を尊重する組織文化を育み、ジェンダー平等を推進し、仕事と家庭の両立が図れるよう、男女双方の議員のニーズと生活の実情に対応する。
- ジェンダー平等を追求し擁護する男性議員の取組を認知するとともに活用する。
- ジェンダー平等の推進と達成に向けて、各政党が積極的な役割を果たすように促す。
- 議会スタッフにジェンダー平等を推進する能力と資源を備えさせ、女性上級職の採用と定着を積極的に奨励し、議会運営の業務全般におけるジェンダー主流化を徹底する。

IPU の「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」11 ページ

<https://www.ipu.org/file/629/download>

2012年には、グローバルレビュー報告書への反響の影響を受け、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」がIPU会議で採択されました。この行動計画は、7つの主要行動分野にまとめられています。

行動分野 1 : 女性議員数の引上げと参加の平等の実現

行動分野 2 : ジェンダー平等のための法律及び政策の強化

行動分野 3 : あらゆる議会業務におけるジェンダー平等の主流化

行動分野 4 : ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善

行動分野 5 : 両性の議員全員がジェンダー平等に責任を持つ

行動分野 6 : 政党がジェンダー平等の擁護者となるよう奨励する

行動分野 7 : 議会スタッフにおけるジェンダーへの配慮とジェンダー平等の促進

行動計画は、内部を観察し、運営や機能の手法を批判的に分析し、改革を検討・評価・実行し、前進させこれを導くことについての議会に対するオープン・インビテーションです。ジェンダー配慮のための改革に着手し、実施するため、各国の状況に合わせた手続を定めることを議会に勧めます。

本ツールキットの目的は、この改革プロセスを促進する方法論を各国議会に提供することです。全ての改革プロセスは、評価することから始める必要があります。具体的には、現在の慣行による実績を評価し、可能な改善について議論することです。こうした議論を構築することで、この自己評価ツールキットはジェンダーに配慮した改革に向けた有効な第一歩となります。

方法論

自己評価：議会が自らの評価プロセスに責任を持つこと

自己評価とは、自分自身若しくは自らの行動や考え方、特に目標基準に照らし考察される仕事や学習課題の成果に関する検討又は評価と定義することができます。議会の自己評価は、議員と議会スタッフの双方又はいずれかによって主導、企画、実施されます。

外部監査：評価の代替策

本ツールキットは、外部監査などの代替的評価プロセスの一部としても利用可能です。その場合、当事者（議員及び議会スタッフ）は自ら評価を行うのではなく、プロセス内で意見を聴かされる様々な関係者の一人にすぎなくなります。こうした外部評価の場合、現在の慣行や手続の客観的理解を構築するためには、複数かつ多様な情報源の情報について収集及び検討することが求められます。外部評価は通常、報告書で締めくくられます。評価の実施中は、個人若しくは個人のグループ（監査人、調査員、法整備専門家など）が、証拠の収集とその評価、判定結果や提言の取りまとめの責任を負い、その内容は報告書により議会に伝えられます。報告書はその後の学びの向上に用いられることになります。

自己評価と外部評価の主な違いは、そのプロセス全般に対する当事者としての責任の持ち方にあります。

本ツールキットの目的

本自己評価ツールキットの目的は、ジェンダーに配慮した議会に関する報告書でIPUが定義しているように、議会及び議員がどの程度「ジェンダーに配慮しているか」を評価するときに、それを支援することです。評価期間中、参加者は行動計画と併せてこの報告書を参照することが勧められます。報告書と行動計画はIPUのウェブサイトでダウンロードしていただくか、こちら（www.ipu.org）からお求めください。

ジェンダーへの配慮の程度は議会によって異なりますが、世界中で改善の余地があります。本ツールキットは、採用している政治システムや発展の段階を問わず、全ての議会にとって意味のあるものです。

自己評価プロセスは、各国議会の順位付けを目的とするものではなく、議会の組織強化に向けた優先順位を決定するため、それぞれの強みと弱みを明確にする手助けをしようとするものです。

本ツールキットは、議員や議会運営の意思決定者、議会スタッフ間での議論の枠組みを提供します。方法としては、議会の関わる政策枠組みや業務に関する質問に回答していきます。質問は次の7つのテーマにグループ分けされます。

- ・ 議会における女性の存在：人数及び役職
- ・ ジェンダー平等に関する法律及び政策の枠組み
- ・ 議会業務におけるジェンダー平等主流化の仕組み
- ・ ジェンダーに配慮した文化を支援するインフラ及び方針
- ・ 議員全員によるジェンダー平等への責任共有
- ・ 政党がジェンダー平等の擁護者となる必要性
- ・ ジェンダー平等の成果を支援する議会スタッフの役割

質問は、事実を聞き出したところで回答が終了するのではなく、議論を促す表現を意図的にとりました。回答の際は、それらの事案について、自己評価実施グループ内で真剣かつ体系立てられた議論を行うことが望まれます。意見の不一致を引き起こしても構いません。

こうした議論を通し、議会における優先事項のビジョンを共有し、その優先事項に対処するための行動提言へとつなげることが求められます。

自己評価の有効性は、議論により得た成果、さらにはよりジェンダーに配慮した議会になるようとられたその後の行動に照らして判断されるべきです。

本ツールキットの次のセクションでは、自己評価実施に際してのアドバイスを提供しています。

セクションA

ジェンダー配慮に関する評価を行うための準備

指導的立場からの支援

ジェンダー配慮に関する評価の実施は一つの選択肢です。議会が現在の慣行や手続を検討するために行う決定でもあり、それらを改善するための機会でもあります。

自己評価は変革の提言や提案につなげることができるため、この評価プロセスに対し議会の指導的立場、特に最上層部からの支援を得ることは極めて重要です。

包摂性と当事者意識

上層部から変革を容認されるには、改革プロセスへの支持が必須です。変革案の正当性を示し支持を得るには、包摂的に検討を重ねなければなりません。自分たちの議会におけるジェンダーへの配慮は男女双方の関心事であるという共通認識が、議員及び議会スタッフ間で形成されていることが求められます。包摂的であるためには、プロセスを参加型にし、幅広い関係者を含める必要があります。

自己評価の利点の一つは、評価作業から得た知見や結論がどのようなものであれ、議会が責任ある当事者としての意識を持つことができるという点です。自己評価は、各国議会の順位付けや成績表を作るために用いるものではありません。国際的な専門家をファシリテーターとして招いたり指導や助言を求めたりすることは可能ですが、専門家が議会を判定するわけではありません¹。自己評価において、主役となり判定を行うのは議会自身なのです。

評価作業の着手と情報交換

自己評価に着手することができるのは、議会内の様々な個人若しくは機関です。これには、ジェンダー平等専門委員会などの議会内委員会、女性部会やジェンダー・パートナーシップ・グループ、議長や事務総長などが含まれます。

自己評価に着手する者が誰であれ、そのプロセスの開始時点において、評価の目的と期待される成果についての共通理解を持つことが欠かせません。これには、最初から明確な目的を持ち、重要メッセージによる素地を作ること、さらにジェンダー平等に関する議会関係者の知識構築を目指す活動を行うことが含まれます（下記「議論の開始」を参照）。

1. 詳しくは「議会支援に関する共通原則 (Common Principles for Support to Parliaments)」 (http://www.ipu.org/pdf/publications/principles_en.pdf) をご覧ください。

この共通理解は、評価作業の開始に先立ち、議会の決議やメディアリリース、内部文書などで伝えられることもあります。

求められることは

参加者の多様性

自己評価は、1人だけではなく、大勢の人々によって実施されるべきものです。深い議論を促すためには、多様なグループを参加者に含むことが望まれます。グループの多様性こそ、自己評価プロセスの正当性と、複数の物の見方が考慮される最良の保証です。与党と野党、男性と女性、議員と議会高官を含むべきでしょう。少数派や年齢層別という観点から見た多様性についても、念頭に置く必要があります。

その他にも、市民社会や全国的な女性組織を含むジェンダー専門家、政党の代表者、国際的援助機関、地元のメディアなどに参加を依頼しても良いでしょう。こうした立場の参加者は、議論に何かしら外部の視点をもたらすのに役立ちます。各議会は、自己評価に外部参加者を含めるか否か、さらにこれらの者とどのように交流を図るかを選択することになります。

事務支援

この任務をグループに実行させるには、事務的な準備が欠かせません。自己評価の議論が妨げられないよう、参加者数に応じて、最低でも会議室を1部屋か2部屋、用意する必要があります。グループが全質問を議論、検討するのに十分な時間を確保することは、非常に重要です。

議会による時間的制約

たとえよく練られた計画であっても、予定から外れることはあります。自己評価は議員の参加が求められるため、議会の会期中に予定されることが多くなります。つまり、議会の優先課題に左右されることとなります。議会が公的重要度の高い議案を議論している場合、当然のことながら自己評価より優先されます。予想外の欠席をカバーする時間的余裕を、計画に組み込む必要があります。

議論の組立て

参加者の数に応じて、自己評価を一つの大きなグループとして実施してもよいですし、異なる質問群を検討する複数のワーキンググループに分けて実施してもよいでしょう。どちらの手法であれ、最終的な提言や次の段階では、グループ全体の総意とする必要があります。

エビデンスを根拠に構築

議会がどのように機能するかについて、ジェンダーの観点から建設的な議論を促すとともに、必ずその根拠にエビデンスとある程度の共通の知識（下記「情報源」を参照）を備えられるよう、情報を収集し発信することは有益です。

ファシリテーター

ファシリテーターとしてジェンダー専門家の参加を得ることは有益ですが、必須ではありません。ファシリテーターの利点は、グループの議論で使用される一部の用語（「性差別」、「ジェンダー平等」、「女性問題」など）の定義付けを補佐し、事案の説明や事例の紹介をしてもらえることです。資金面の影響があるかもしれませんので、事前の計画や資金配分が必要です。

より長期的な視点に関する共通理解

チームには、中心となる結論及び提言（下記「結果及び行動」を参照）のフォローアップを必ず行うよう、最初から指示しておく必要があります。

実際に変化が起こるには時間が必要です。これはプロセスに不可欠な要素と認識してください。

情報源

議論と結論は、エビデンスに基づくことが重要です。一連の質問に対する参加者の回答からデータを収集することが第一ですが、次の情報源から得られるデータは、議論を促す役に立つでしょう。

- ・ 男性議員及び女性議員の名簿（現職と前職）
- ・ 議会の事務局又は委員会で要職（現職と前職）に就いている男性及び女性の名簿
- ・ 要職（議長、副議長、その他役員）を含む委員会メンバーの性別名簿
- ・ 要職を含む議会スタッフの性別名簿
- ・ 議会の議事規則／内部規定
- ・ 少なくとも過去5年に議会で可決されたあらゆるジェンダー平等関連法
- ・ 憲法及び国内選挙法
- ・ ジェンダー平等に関するあらゆる既存の国内行動計画
- ・ 主要政党の要職に就いている男性及び女性の名簿
- ・ 与党及び野党のあらゆるジェンダー平等関連の政策又は計画
- ・ ジェンダー平等に影響する、議会のあらゆる方針（行動規範、反差別方針、コミュニケーション戦略など）
- ・ 議会の戦略計画、又はその他の行動計画
- ・ 国連のジェンダー平等の仕組みにおける議会関与を示すもの（女子差別撤廃委員会に提出するため議会に提出された国別報告書、これらに関して行われた国会審議、委員会会議や女性の地位委員会年次会合への議員の参加など）

事例：自己評価に向けたナレッジベース（知識基盤）の構築

チリでは、議会図書館が上記に列挙された事項に関する一連の詳細調査報告書を作成し、自己評価に向けた準備を進めました。これには地域内の他国の議会における女性の現状に関する比較データセットが含まれています。この調査報告書は、評価の全参加者に配布されました。さらに、議員や議会スタッフがこの調査報告書を簡潔に紹介、説明したことで、幅広い多様な質問に関する議論の導入部となりました。このように調査報告書が文書の形で議会の状況に関する詳細な評価を提供したため、参加者は自己評価全般を通してこれを参照することができました。

結果及び行動

評価の結果

この評価を行うことで、少なくとも、議会の機能と業務のあらゆる面においてジェンダー平等の重要性を反映させる機会が与えられます。

実績評価は、その第1段階です。議会は、それから改革に向けたロードマップを作成し、各国の状況に適した具体的目的、行動及び期限を設定した上で、実施することができます。

実際の変化が生じるまでには多くの段階を順に踏んでいくことになるため、このプロセスへの理解を得ることが必要です。

自己評価報告書には以下が含まれるべきです。

- ・プロセス自体の調査（経過説明、参加、得られた教訓）
- ・議論の概要
- ・得られた知見や提言

フォローアップ

フォローアップ報告書には一連の提言とともに、それらの実施方法及び公表方法に関する提言を含めることも可能です。ここで具体的な目的、行動、期限が記載された行動計画を策定すれば、自己評価の中で提言された変革を計画、監視、評価することができます。議会は、行動計画の実施及びジェンダー配慮という目標達成への取組について、監視を具体的に委任する組織を見つけなければなりません。議会のあらゆるジェンダー平等の専門機関には、結果を監視し適時に行動を起こせるよう、政界及び議会の指導的立場からの支援が求められます。

ジェンダー自己評価活動の結果として実施された行動例

トルコ

ジェンダー平等は議会の戦略計画の一部になりました。ジェンダーチェックリストが策定されており、国会議員やスタッフが法案を作成する際のガイド（指針）として利用されています。

議会の財政委員会に初めて女性議員が任命されました。

ジェンダー委員会に対する追加支援として、スタッフに新規人員が割り当てられました。

ウガンダ

議会は内部規定を改正し、議会内委員会の要職に女性の40%クォータ制が求められることとなりました。女性部会は続けて規定の更なる改正を提案し、委員会、議長室、I P U代表団を含むあらゆる要職でジェンダー平等を確保するよう求めました。

バングラデシュ

議会は、ジェンダー主流化に関する方針を採択しました。これには、ジェンダーに配慮したインフラの強化とジェンダーに配慮した視点からの職場環境改善が含まれます。

アルゼンチン

情報セミナーを受け、上院議員は女性の内部クォータ制を導入するため、正式に議会の規定を改正する要請書を提出しました。

自己評価チェックリスト

指導的立場による支援	ジェンダーへの配慮に関する自己評価の作業は、誰（どこ）が支援していますか？
評価作業の着手	評価作業に着手し、まとめるのは誰（どこ）ですか？ 評価作業の目的は何ですか？ 評価作業の有用性に関する共通理解はどのように形成されることになっていますか？
参加	評価作業には誰が参加しますか？
事務支援	評価作業のための事務的な準備は誰が行いますか？
ファシリテーター	評価作業をどのように促進しますか？ それに資金は必要ですか？
タイムフレーム	評価作業にはどの程度の日数と回数がかかりますか？
情報源	他にも有用なデータは提供可能ですか？ データ提供の責任者は誰ですか？
プロセスの記録	評価作業に報告者は必要ですか？
評価の成果	評価作業の成果として何が期待されていますか？ ・ 報告書？ ・ 行動計画？ ・ その両方？ これらの作成責任者は誰ですか？
フォローアップ	どのようなフォローアップが期待されていますか？ それはいつまでですか？ フォローアップ責任者は誰ですか？

議論の開始

議会は、評価作業とその目的、関連コンセプトに関して良好な共通理解を得るため、評価を実施する前に情報セミナーを開催することも可能です。情報セミナーは、指導的立場からの支援を得るのにも有用です。

事例：情報セミナー—基本コンセプトへの理解

ルワンダでは、自己評価の実施に先立ち、半日の情報セミナーを開催しました。セミナーのプログラムには、ジェンダー平等の重要性、ジェンダー主流化及びジェンダーに配慮した議会に関する説明と議論が含まれていました。参加者は、「理想的な形でジェンダーに配慮した議会」とはどのようなものかを、自分自身の言葉で述べるよう求められました。

評価は、次のような議論から始めるべきでしょう。まず評価作業の目的と方法論について、次に評価に期待されていることについて、そして評価プロセスや考えられる成果について参加者に懸念があればそれについてです。

ファシリテーターは専門知識や外部からの視点を評価作業にもたらすことが可能であるため、その活用も考えられます。

「私たちの小さな組織では、自己評価の実施は難しいものです。かなり健闘していると思いますが、ベストプラクティスとの比較には誰か他の人の手助けが必要です。理想的な形を知り、自分たちの現状と比較し、理想とする目標に届くためにさらにどれだけのものが必要かを知るためです」。

ルワンダで実施された自己評価の参加者（2012年）

独自の質問の作成

全ての国の状況に当てはまる、たった一つのソリューションや質問セットは存在しません。以下の質問は、したがって指標です。既にいくつかの議会で実施された自己評価の作業に基づき作成されたものです。

各国議会は、以下の質問の中で自国の状況に合わせ手を加えるものがあっても構いません。提案されている全ての質問を議論する必要はありませんし、独自の質問を加えることも可能です。

セクションB

質問

質問 1 – 女性の数及び役職

当然のことですが、議会制民主主義は、それが代表している社会を反映する議会を必要とします。議会への女性の参加は、したがって民主主義の問題です。女性の政治参加のストーリーは、世界的に段階的改善が図られているものの1つですが、議会にどれだけの女性が存在し、また要職に就いているかを考慮する必要性はいまだにあります。

1.1 議会への女性の選出や任命を可能にした要因は何ですか？

議会への女性の参画拡大を妨げている要因は何ですか？

1.2 現在の代表性のレベルは満足のいくものですか（議員にとって、選挙区にとって、各国及び国際目標に照らして）？

一定数の女性の代表を確保するため、どのような仕組みがありますか？
あるいは、どのような仕組みが可能だと考えられますか？

1.3 一時的な特別措置（議席割当てなど）で選出又は任命された女性は、男性との開かれた競争を経て選出された女性と同等に認識されていますか？

1.4 要職に女性が占める割合はどの程度ですか？

女性は議会でどのような要職に就いていますか？

要職はどのように割り振られていますか？

1.5 議会には、女性が要職に登用されることを保証する仕組みはありますか？

ある場合、それはどのような仕組みですか？

ない場合、そのような仕組みは必要でしょうか？

各委員会は男女で共同委員長を務めることが可能ですか？

また、そうすべきでしょうか？

1.6 全ての委員会に男女の委員がいますか？

女性が主な委員である委員会はどこですか？

女性委員が過少、又は不在の委員会はどこですか？

委員会の委員はどのように選出されていますか？

女性の関心事についての固定概念は委員会の委員構成によって強められていますか？

1.7 議会における女性及び要職に就いている女性の数の監督はどのように行われていますか？

監督を専門に行う機関がある場合、その機関は議会に定期的に公式報告を行う義務を負っていますか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるでしょうか？

質問2－法政策と法的枠組み

法律が男性も女性も差別することなく、ジェンダー平等を推進するよう保証することが、議会の根本的役割です。国のレベルでは、ジェンダー平等法などのジェンダーに配慮した法的枠組みを構築することにより、これが達成されます。議会はジェンダー平等を推進するロールモデルにもなり得ます。例えば、議会内部の手続や規定がいかなる議員も差別しないようにすることができるのです。さらに、ジェンダーに配慮した行動計画や戦略計画を策定し実施することも可能です。

国の枠組み

2.1 ジェンダー平等を保証するのはどのような国内法ですか？

国の憲法は、どの程度ジェンダーに配慮していますか？

過去2～5年の間にジェンダー平等を前進させるため議会で可決した法律の中で、最も重要なものは何ですか？

2.2 ジェンダー平等に関連する法律は議会でどのように立案又は改正されていますか？

このプロセスに改善は必要ですか？

2.3 政府や議会を通じジェンダー主流化を義務付ける法律や方針はありますか？

ある場合、議会での実施を監督する責任は誰（どこ）にありますか？

ない場合、そのような法律や方針は必要でしょうか？

議会の活動

2.4 既存の法律及び法案が、女子差別撤廃条約及びその他の国際的又は地域内でのジェンダー平等の責務に適合していることを、議会でどのように確認しますか？

- 2.5 男女への異なる影響を比較するため、議会ではジェンダーの観点から法律を分析しますか？

行う場合、議会で分析の責任を負うのは誰（どこ）ですか？

議会の方針及び慣行

- 2.6 議会の規則はジェンダーに配慮したものでですか？

ジェンダーの観点から議会の規則を分析した場合、誰（どこ）がその分析の責任を負いましたか？

- 2.7 議会は、ジェンダー平等を推進する包括的な戦略的計画又は行動計画を有していますか？

有している場合、その計画はどのように実施、監督、評価されていますか？

有していない場合、どのようにすればそのようなジェンダー平等計画を策定できるでしょうか？

- 2.8 議会に、その他の行動計画はありますか？

ある場合、それらの計画はジェンダーに配慮したものでですか？それらの計画を確実に監督及び評価する仕組みはありますか？

ない場合、どのようにすればそれらの計画を、よりジェンダーに配慮したものにできるでしょうか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるでしょうか？

質問3 – ジェンダー平等の主流化

ジェンダー平等の組織的取組を確実に実施し、ジェンダーの観点から法律、政策、予算の影響を分析するためには、議会がその仕組みと専門知識を有する必要があります。そうした仕組みを議会内の専門委員会や女性部会に委ねることはできますが、中心となる窓口のネットワークのような、より非公式な体制にすることも可能です。仕組みや体制の形が何であれ、全国的な女性組織や女性の非政府団体などの組織との関係は必要不可欠です。

- 3.1 議会の業務においてジェンダー平等の主流化のため、どのような仕組みや体制を用いていますか？

例えば、ジェンダー平等に関する専門委員会や女性部会はありますか？ジェンダーに関して中心となる窓口はありますか？ジェンダーに関する情報やアドバイスを提供する専門の部署やチームはありますか？

上記のような仕組みや体制は複数設ける必要があるでしょうか？

- 3.2 議会はジェンダー主流化のためどのようなツールを作成しましたか？

議会ではジェンダーの観点から法律を評価するためのチェックリストを作成していますか？

議会は性別データにアクセスできますか？アクセスできる場合、性別データはどのように利用されていますか？

議会の活動において、ジェンダー平等の主流化に関連して役立つことが証明されたツールは他にありますか？

ジェンダー主流化について、十分な資源は配分されていますか？

- 3.3 議会においてジェンダー平等に責任を負う機関は、どの程度効果的に機能していますか？

それらの機関は、全国的な女性組織、市民社会組織、民間セクター、メディア等とどのような関係を築いていますか？

それらの機関は十分な権限を有していますか？

それらの機関は十分な資源（スタッフ、会議室、予算等の点で）を有していますか？

それらの機関は、ジェンダー平等を支援するため、どのような変革を実行することができましたか？

議会内機関におけるそれらの組織の位置付けは、見直し又は高める必要があるでしょうか？

3.4 議会に女性部会がある場合、その仕組みはどうなっていますか？

どのように組織されていますか？どのように意思決定されていますか？

女性部会に参加していない人は、どのように受け止めていますか？

3.5 ジェンダー平等を扱う議会内機関が複数ある場合、それらの機関は互いにどのように関連していますか？

それらの機関間に正式な協力関係はありますか？

活動上の関係は効果的ですか？

3.6 ジェンダー平等は予算及び予算監視プロセスで主流化されていますか？

されている場合、このプロセスで直面している問題はありますか？

されていない場合、このプロセスでジェンダー主流化を実現するにはどのようにすればよいのでしょうか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるのでしょうか？

質問4－議会の文化、環境及び方針

女性の議会参画は、男性と比較して遅れる傾向があります。このため、議会の設備や手続は通常、男性によって男性向けにつくられています。この結果もたらされたと考えられることの1つが、議会の慣習及びインフラという側面が男女議員に異なる影響を及ぼすことです。議員は明文化の有無を問わず、議会制度の規則や規範に従うことを求められます。それらが議会の文化となり、議員が快適に（とも限りませんが）任務を遂行する空間が作られます。その文化に適応することは容易ではありません。特に初当選の議員であれば、なおさらです。

4.1 一般的に、議会でジェンダー平等はどのように捉えられていますか？

ジェンダー平等への理解を深め支援するための方策は取られていますか？

議会でジェンダー平等に対する支援を拡大するには、どのような（他の）方策が役立つでしょうか？

4.2 議会文化（言葉遣い、慣習、服装規制）を、ジェンダーの観点からどのように説明しますか？ジェンダーに配慮していますか、ジェンダーに中立的ですか、それともジェンダー・ブラインドですか？

4.3 議会内に差別的で女性を蔑視するような固定概念はありますか？

ある場合、どのようにすればそうした固定概念を取り除くことができますか？

4.4 議事堂の建物を、ジェンダーの観点から検証したことはありますか？

利用可能なサービスに、主に女性が必要とするものは含まれていますか？

議事堂の建物は、そこで働く男女のニーズにどのように応えていますか？

議事堂の建物は、乳幼児のいる議員にどのように対応していますか？
例えば授乳室や保育所、ファミリールーム等の特別室はありますか？

議会に保育施設は整備されていますか？

議会にそのようなインフラを整備することは、どの程度重要ですか？

- 4.5 議会の職場環境で、議員が仕事と家庭責任のバランスを取ることは可能ですか？

会議の時間は、議員が家族と十分な時間を過ごせるよう設定されていますか？

議員は十分な育児休暇、出産休暇、父親育児休暇を付与されていますか？

育児休暇、出産休暇又は父親育児休暇を取得している間、その議員の投票権はどうなりますか？

- 4.6 議会は、設備及び象徴的引用の双方の見地から、ジェンダーに配慮した職場環境であると言えますか？

議会内のオフィススペースと設備の配置は、どのような基準で決定されますか？

建物内の部屋の名称は、男女双方の指導者や歴史上の人物を反映したものになっていますか？

これに関する決定責任は誰にありますか？

建物内に展示される芸術作品は、男女双方の芸術家が受託していますか？

- 4.7 議会には、差別や性差別、ハラスメントが無い職場を保証するための方針がありますか？

行為規範はありますか？行動規範は、議会内で適切な振る舞いができるよう、効果的に利用されていますか？

行為規範は、どのようにすればよりジェンダーに配慮したものにすることができますでしょうか？

ハラスメント防止方針及びハラスメントや差別の苦情処理の仕組みはありますか？苦情は効率的かつ効果的に解決されていますか？

差別に対する対策はありますか？

4.8 議員に対する出張機会の配分は、どのような基準で決定されますか？

出張機会を男性議員と女性議員に公平に配分するという取決めはありますか？ない場合、公平な配分を妨げている要因は何ですか？

4.9 議会のコミュニケーション（又はメディア）及びアウトリーチ方針は、ジェンダーに配慮していますか、又はジェンダーに中立的、ジェンダー・ブラインドですか？

ジェンダー平等に関する議会の活動に、こうした方針をさらに反映させ、可視化するには、どのようにすればよいでしょうか？

議会が作成するコミュニケーション資料を、ジェンダーの観点から見直したり、監査したりしたことはありますか？見直しには、ソーシャルメディアのコミュニケーションも含めましたか？

議会で公開イベントを開催する際、男女の参加者は同数ですか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるのでしょうか？

質問5－男性との責任の共有

多くの社会で、ジェンダー不平等を延々と持続させる社会規範に対し異議を唱えることの重要性が、男女双方にますます認識されてきています。加えて、この問題に対する若い男性の意識が高まっていることから、ジェンダー平等に関して男女間でより強固な協力関係が生まれています。男女双方からの支援と参加無しに、ジェンダー平等を達成することはできません。さらに、社会的・経済的進歩はあらゆる形の不平等の根絶にかかっていることが、ますます明白になっています。議員は、もはや政界における女性の不在は有権者に認められないことを理解しています。

- 5.1 ジェンダー平等は男性にとっても重要であり、男性も責任を負う事案であることが、理解されていますか？

男性議員はジェンダー平等に関する法律の立案や共同提出に関わってきましたか？

一般に男性がこうした問題に取り組むには、どのような動機付けの要因がありますか？

- 5.2 男性議員はジェンダー平等という公的立場を取りますか？もしそうである場合、彼らが公に支持する傾向のある特定の問題は何ですか？

男性議員はジェンダー平等に関して審議する際、どの位の頻度で議論に加わりますか？

男性議員はどの位の頻度で有権者にジェンダー平等の問題提起をしますか？

- 5.3 男性議員のジェンダー平等問題に対する取組や貢献について、女性議員はどのように受け止めていますか？
-

- 5.4 男女双方の議員は、ジェンダー平等を扱う委員会の要職を共に占めることができるでしょうか、また共有するべきでしょうか？
-

- 5.5 男女双方の議員に、専門的能力の開発や研修の機会は提供されていますか？そうした機会に、ジェンダー平等問題に関するセミナーは含まれますか？

5.6 ジェンダー平等やジェンダー主流化を扱う研修旅行又は国際代表団に、男性は含まれますか？

5.7 議会をジェンダー・パートナーシップの模範とみなすことはできますか？

できる場合、なぜパートナーシップは成功したのですか？

できない場合、パートナーシップはどのようにすれば強化することができるでしょうか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるでしょうか？

質問6－政党

政党は概して、ジェンダー平等について議会よりも透明性が低く、そのため、説明責任の意識も低いとされています。しかしながら、政党はますます政治組織の支配的な形態であり、議員が選出される第一の母体です。政治におけるジェンダー平等の問題を、政党は同等の真剣さをもって取り上げる必要があります。

6.1 ジェンダーに配慮している政党であると定義する要因は何でしょうか？

一般論として、現在の政党は、ジェンダーに配慮していると言えますか？

6.2 政党は、女性党員の数を増やす必要がありますか？

必要がある場合、どのように実現すべきでしょうか？

政党の管理体制に、ジェンダー・クォータ制は適用されていますか？

6.3 政党では、活動の取決めや慣行（会議時間、要職昇進の内部規定や手続など）によって、女性の参加が奨励されていますか？

奨励されている場合、グッド・プラクティスとしてどのような事例に注目することができるでしょうか？

奨励されていない場合、こうした取決めをどのように改善すべきでしょうか？

6.4 政党は、ジェンダー平等に関する政策をどのように作成していますか？

例えば、政党内に女性部会又はジェンダー平等に関する作業部会や委員会がありますか？

6.5 政党綱領において、ジェンダー平等はどの程度注目される問題ですか？

6.6 政党はジェンダー平等に対する公約を有権者に伝えていますか？

伝えている場合、どのように行っていますか？

6.7 政党の代表者からジェンダーに対する固定概念が感じられますか？

感じられる場合、そのような慣行は内部でどのように対処されますか？

6.8 該当する場合、院内会派は、ジェンダー平等に関する政策や法律にどのように影響を与えたり、それらを提案したりしますか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるでしょうか？

質問7－議会スタッフ

議会は、議院、委員会、議員個人を支える多くの職員が働く場でもあります。多くの議会において、議会スタッフの職場環境は公務員のそれと類似か同等であり、議員の環境とは異なります。しかし、議会の会期中は、議会スタッフの勤務時間は議員と同じことが多く、公務員のそれとは異なります。その意味では、議会スタッフに適用される方針を見直すメリットがあります。

7.1 議会の運営に携わるスタッフの数は、男女構成比のバランスがとれていますか？

とれている場合、そのバランスを得るために特別な措置が講じられましたか？

とれていない場合、そのアンバランスを改善するために特別な措置を講じるべきでしょうか？

性別構成に関して、議会のサービス間や部署間で差はありますか？

採用機関の構成責任は誰が負いますか？機関が組織されるときに、性別要件は適用されますか？

7.2 運営の幹部スタッフにおいて、男性と女性は同等ですか？

女性が主導する部局や部署はどこですか？

7.3 議会の運営部門には、差別や性差別、ハラスメントが無い職場を保証するための方針がありますか？

ハラスメント防止方針及びハラスメントや差別の苦情処理の仕組みはありますか？苦情は効率的かつ効果的に解決されていますか？

差別に対する対策はありますか？

同一賃金方針は整備されていますか？整備されている場合、男女スタッフ間の無差別を保証するための仕組みはどのようなものですか？

7.4 男性と女性には同等の昇進機会がありますか？

7.5 議会の職場環境で、議会スタッフが仕事と家庭責任のバランスを取ることが可能ですか？

議会スタッフに付与される育児休暇、出産休暇、父親育児休暇は十分なものと言えますか？

扶養家族のいる議会スタッフの養育費及び介護費の負担軽減のため、経済的支援が提供されていますか？

議会スタッフは、議会会期中の長時間勤務に対しどのような手当が支給されていますか？

7.6 議事堂の建物は、乳幼児のいる議会スタッフにどのように対応していますか？

授乳室や保育所、ファミリールームなど、既存の特別室について、議会スタッフは利用を認められていますか？

議会に保育施設は整備されていますか？

7.7 議会の運営部門のスタッフに、ジェンダー平等の専門家は含まれていますか？

専門スタッフは、全議員又は委員会などの専門機関にサービスを提供しますか？

ジェンダー担当のスタッフは、議会ですどのように認識されていますか？

専門スタッフは、事務局の他のスタッフと同一の情報へのアクセス権を有していますか？

専門スタッフは、全ての法律に関して専門家としての助言を提供することが可能ですか？

7.8 ジェンダー平等に取り組む議会スタッフに、専門職への昇進機会は与えられますか？

こうした機会は男女問わず、全てのスタッフに提供されますか？

議会スタッフの人事評価に、ジェンダー平等に関連する目標は含まれますか？

まとめ

上記の中で、最近行われた最大の改善は何ですか？

現状で最も重大な欠陥は何ですか？

この欠陥を是正するには、何が必要とされるでしょうか？

その他の問題

最後に、この質問で取り上げられていない懸念事項があれば記入ください。

IPUの役立ち情報

Gender-Sensitive Parliaments; A Global Review of Good Practice (2011)

<http://www.ipu.org/pdf/publications/gsp11-e.pdf>

Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments (2012)

<http://www.ipu.org/pdf/publications/action-gender-e.pdf>

Evaluating Parliament: A Self-assessment Toolkit for Parliaments (2008)

<http://www.ipu.org/PDF/publications/self-e.pdf>

Women in Parliament: The Year in Perspective (annual)

<http://www.ipu.org/english/perdcls.htm#wmn-year>

IPU statistics on women in parliament

Global and regional averages: <http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>

Country data: <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>

定義

ジェンダー^a

男性であることや女性であることに関する社会的特性や、成人女性・成人男性、少女・少年の関係性。こうした特性や関係性は社会的に形成され、社会化の過程で習得される。ジェンダーという概念には、男女それぞれに期待される特徴や適性、男らしさや女らしさも含まれ、社会分析を行うと、社会的に形成された役割であることが分かる。性（sex）とジェンダー（gender）は同義ではない。性が生物学的性差であるのに対して、ジェンダーは社会的性差を示す。そして、ジェンダーの特性、役割及び関係性は社会によって決められたものであるため、社会的性差であるジェンダーは修正することができる。

ジェンダー主流化^a

法律、政策及び計画を含む、あらゆるレベルとあらゆる分野において予定された何らかの行動が男女双方にどのような影響を与えるかを評価し、考慮するプロセス。この概念は、幅広い政策や計画に関する決定、機構及び資源配分を考える際にジェンダー問題を中心に据えるための戦略として理解されている。議会の活動におけるジェンダー平等の主流化は、男女双方のニーズと利益にかなう政策の効果的な実施と監視に役立つはずである。

ジェンダーに配慮した議会^a

その組織構造、運営、方式及び業務において男女双方のニーズと利益にかなう議会。ジェンダーに配慮した議会は、女性の完全参加を妨げる障壁を取り除き、社会全般の手本となる事例又は模範を示す。

ジェンダーに配慮した予算編成^a

経済政策の策定におけるジェンダー主流化を図り、予算編成プロセス全体の変革をもたらそうとするもの。ジェンダーに配慮した予算編成とは、単に女性関連支出の計上のみを指す言葉ではなく、予算配分とその執行が確実に男女双方のニーズに応えるものとなるよう、安全保障、健康、教育、公共事業等を含む予算全体をジェンダーという視点から分析することを意味する。

a) 国連開発計画（UNDP）のQuick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters（ニューヨーク、2007年）及びI P UのEquality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments（ジュネーブ、2008年）で引用されている国連ジェンダー問題担当事務総長特別顧問事務所（UN/OSAGI）、国連開発計画（UNDP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）の定義による。

ジェンダーに基づく暴力^b

ある社会又は文化内におけるジェンダーに基づく役割や期待ゆえに、ある人に対し、何らかの力（暴力、脅迫、強制、ごまかし、策略、文化的期待、武器、経済事情など）を用いて身体的、精神的若しくは社会的な虐待（性的暴力を含む）を加えようとする又は加えると脅す行為や、かかる虐待を加える行為をいう。ジェンダーに基づく暴力に直面する者に選択肢はない。彼／彼女は、深刻な社会的、身体的、又は精神的な被害を受けることなく、拒絶したり、他の選択肢を選んだりすることはできない。このような暴力の形態としては、性的暴力、性的虐待、セクシャルハラスメント、性的搾取、早婚又は強制結婚、ジェンダー差別、否定（例：教育を施さないこと、食事を与えないこと、自由を奪うこと）、女性性器切除などがある。

ジェンダー・ブラインドネス

ジェンダー・ブラインドネスとは、ジェンダーに基づく明らかな違いを見極められない、又は認識できない状態をいう。

ジェンダー・ニュートラル

ジェンダー・ニュートラルとは、ジェンダーとの関連性若しくはその影響を除去（又は中和）することをいう。例えば、ジェンダー・ニュートラルな言葉遣いでは、ジェンダーを特定する職業名称（policewoman、fireman、stewardess、chairmanなど）の使用を止め、それに対応するジェンダー・ニュートラルな呼び方（police officer、firefighter、flight attendant、chairperson若しくはchair）を選択する。

ジェンダー・センシティブ

ジェンダー・センシティブ（ジェンダーへの配慮）は、成人男性・成人女性、少年・少女によって影響が異なることを考慮した政策や手続を表現するのに用いられる。

b) 国連女性機関（UN WOMEN）のVirtual Knowledge Centre to End Violence against Women and Girlsウェブサイト（最終アクセス日：2015年9月30日）の定義による。

謝辞

本ツールキットは、ソニア・パルミエリ博士と列国議会同盟（I P U）により作成されました。

これは、I P Uの以前の出版物である、ジェンダーに配慮した議会に係る「グッド・プラクティスのグローバルレビュー（2011）」、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画（2012）」及び議会の評価に係る「議会のための自己評価ツールキット（2008）」から広範囲に引用をしています。これらは、多くの国で議会が自己評価を行うために使用されています。

このツールキットの開発には、バングラデシュ（2012年）、チリ（2012年）、ルワンダ（2012年）、スウェーデン（2010年）、トルコ（2012年）、ウガンダ（2012年）の議会で実施された自己評価の経験がいかされています。さらに、アフリカとラテンアメリカで開催されたジェンダーに配慮した議会に関する地域セミナーでは、国レベルでのフォローアップ活動が行われ、その一部が今回のツールキットに反映されています。I P Uは、これらの評価や地域セミナーに建設的なアプローチにより参加した国会議員、議会スタッフ、パートナーに感謝しています。

カナダグローバル連携省、アイルランド外務省、スウェーデン国際開発協力庁（SIDA）、米国国際開発庁（USAID）の財政的支援に感謝いたします。

2 IPU（列国議会同盟）の概要

1. 性格及び目的

IPU（列国議会同盟、Inter-Parliamentary Union）は、世界の議会による国際機関。各国・地域の議員の対話の中心として、平和と諸国民間の協力及び代議制諸制度の確立のために活動している。

2. 沿革及び日本との関わり

- (1) 英・仏両国議員が提唱。第1回IPU会議（IPU Assembly）は、1889(明治22)年6月、9か国96名の参加の下、パリで開催された。
- (2) その後逐次発展し、IPU会議は、IPUの定例会議として、2023(令和5)年3月までに146回開催され、同月現在、加盟国・地域数179、準加盟員（国際議会）14となっている。
- (3) 日本は、1908(明治41)年に加盟した。第2次世界大戦中はIPU会議そのものが中断したが、大戦後は1947(昭和22)年に再開し、日本は1952(昭和27)年に復帰した。

3. 組織及び運営

- (1) 定例会議であるIPU会議は年2回開催され、本会議、常設委員会、評議員会、執行委員会などが開かれる。IPU会議は各国議会の招請による開催又はIPU本部の所在するジュネーブ（スイス）における開催となるが、各年の少なくとも1回の会議は、ジュネーブで開催されることが多い。人口が1億未満の国の議会については8名、人口が1億以上の国の議会については10名を上限に議員を派遣することが可能である（日本からは、10名を上限に議員を派遣することが可能である）。

主な会議体として以下のものが挙げられる。

○本会議

性 格—総会。議題に関する決議を採択する。全般的なテーマを扱う一般討議をIPU会議ごとに開催する。そのほか、特定のテーマに関するパネルディスカッションやヒアリング等が行われることもある。

構成員—各国代表団全員

議 長—各国議会開催：開催国議会議長（慣例による）

ジュネーブ開催：IPU議長（現職は、ドウアルテ・パシェコ（ポルトガル）、任期3年：2020(令和2)年～2023(令和5)年）

○常設委員会

性 格—所管の議題の審議、最終本会議に上程する最終決議案の起草・作成のための機関。

種 類—平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）

国連に関する委員会（第4委員会）

構成員－各国代表団から1名（他に代理1名）

- ※ 委員会は、各地域グループから3名（男女両性により構成）の代表で構成される理事会のメンバーを選出する。
- ※ 委員会は、年2回のIPU会議ごとに開催され、国連に関する委員会を除く各委員会は、輪番制で決議案を年に1件作成する。
- ※ 委員会は、決議案を取りまとめるに当たり、必要に応じ、最大11名の委員から成る起草委員会を設置することができる。

○評議員会

性 格－IPUの活動を決定し、その実施を監督する機関。会議開催地、加盟資格、予算、役員人事等重要事項の決定を行う。

構成員－各国代表団から3名（男性のみ、女性のみの場合は1名に減員）

議 長－IPU議長

○執行委員会

性 格－IPUの執行機関。重要事項について実質的に協議し評議員会に勧告を行うとともに事務局を監督する。

構成員－18名（地域グループ代表15名、IPU議長、女性議員フォーラム理事会議長及び若手議員フォーラム理事会議長）

委員長－IPU議長

- (2) IPU会議の際、アジア・太平洋地域グループ会合及びASEAN+3（日中韓）会合が開催される。両会合ともIPU役員（IPU議長、執行委員、常設委員会役員等）の推薦、緊急追加議題の提案等について事前協議を行っている。

なお、アジア・太平洋地域グループについては、2003（平成15）年4月に行われたIPU規約改正により、他の5つの地域グループと並んで公式なものとして規約上に位置付けられている。

- (3) IPUの予算は、主として加盟国及び準加盟員からの分担金により成り立っている。各国の分担率は、国連分担率に準じて毎年第2回のIPU会議の際に決定される。現在日本の分担率は8.490%であり、中国に次いで第2位の分担率となっている。